

1.6 火災防護に関する基本方針

1.6.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針

1.6.1.1 基本事項

設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる設計を行うに当たり、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。設定する火災区域及び火災区画に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる設計とするための基本事項を、以下の「1.6.1.1(1) 火災区域及び火災区画の設定」から「1.6.1.1(6) 火災防護計画」に示す。

(1) 火災区域及び火災区画の設定

建屋内の火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を「1.6.1.1(2) 安全機能を有する構築物、系統及び機器」において選定する機器等の配置も考慮し、火災区域として設定する。建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵、かつ、閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要なコンクリート壁

厚である 150mm⁽¹¹⁾ 以上の壁厚を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール，防火扉，防火ダンパ）により他の区域と分離する。

屋外の火災区域は，他の区域と分離して火災防護対策を実施するために，「1.6.1.1(2) 安全機能を有する構築物，系統及び機器」において選定する機器等を設置する区域を，火災区域として設定する。

また，火災区画は，建屋内及び屋外で設定した火災区域を系統分離等に応じて分割して設定する。

(2) 安全機能を有する構築物，系統及び機器

運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し，またはこれらの拡大を防止するために必要となるものである設計基準対象施設のうち，以下に示す原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するために必要な構築物，系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器を「安全機能を有する構築物，系統及び機器」として選定する。

その他の設計基準対象施設は，設備等に応じた火災防護対策を講じる。

(3) 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するために必要な構築物，系統及び機器

原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持（以下「原子炉の安全停止」という。）するために必要な以下の機能を確保するための構築物，系統及び機器から，発電用原子炉施

設に火災の発生を想定した場合に、火災起因事象に対して機能要求が必須でない機器、代替手段により同一機能を確保できる機器、火災による誤動作を考慮しても原子炉の安全停止に影響を及ぼさない機器、安全停止を達成する系統上のタンク等の不燃材で構成される機器等を除外して、「原子炉の安全停止に必要な機器等」を選定する。

- ① 反応度制御機能
- ② 1次冷却系統のインベントリと圧力の制御機能
- ③ 崩壊熱除去機能
- ④ プロセス監視機能
- ⑤ サポート（電源、補機冷却水、換気空調等）機能

(4) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器

発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器を「放射性物質貯蔵等の機器等」として選定する。

(5) 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル

発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉を安全停止するために必要な機能を確保するための手段（以下「成功パス」という。）を策定し、この成功パスに必要な機器を火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル（以下「火災防護対象機器等」という。）として選定する。

(6) 火災防護計画

発電用原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施す

るため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の保守点検及び火災情報の共有化等、火災防護を適切に実施するための対策並びに火災発生時の対応等、火災防護対策を実施するために必要な手順について定める。また、発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに重大事故等対処施設については、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことを定め、可搬型重大事故等対処設備、重大事故等に柔軟に対応するための多様性拡張設備、その他の発電用原子炉施設については、設備等に応じた火災防護対策を行うことを定める。

外部火災については、安全施設を外部火災から防護するための運用等を定める。

1.6.1.2 火災発生防止

(1) 発電用原子炉施設の火災発生防止

発電用原子炉施設の火災の発生防止については、発火性又は引火性物質に対して火災の発生防止対策を講じるほか、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源への対策、水素等に対する換気及び漏えい検知対策、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じた設計とし、具体的な設計を「1.6.

1.2(1)a. 発火性又は引火性物質」から「1.6.1.2(1)f. 過電流による過熱防止対策」に示す。

安全機能を有する機器に使用するケーブルも含めた不燃性材料又は難燃性材料の使用についての具体的な設計について「1.6.1.2(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用」に、落雷、地震等の自然現象による火災発生の防止の具体的な設計について「1.6.1.2(3) 落雷、地震等の自然現象による火災発生の防止」に示す。

a. 発火性又は引火性物質

発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域には、以下の火災の発生防止対策を講じる設計とする。

ここでいう発火性又は引火性物質としては、消防法で定められる危険物のうち「潤滑油」及び「燃料油」、高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素、窒素、液化炭酸ガス及び空調用冷媒等のうち、可燃性である「水素」及び「アセチレン」を対象とする。

(a) 漏えいの防止，拡大防止

火災区域に対する漏えいの防止対策，拡大防止対策の設計について以下を考慮した設計とする。

(a-1) 発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備は、溶接構造，シーリング構造の採用により漏えいの防止対策を講じるととも

に、オイルパン、ドレンリム、堰又は油回収装置を設置し、漏えいした潤滑油及び燃料油が拡大することを防止する設計とする。

- (a-2) 発火性又は引火性物質である水素等を内包する設備
火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素又はアセチレンを内包する設備は、「(d) 防爆」に示す漏えいの防止、拡大防止対策を講じる設計とする。

(b) 配置上の考慮

火災区域に対する配置については、以下を考慮した設計とする。

- (b-1) 発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能を損なわないよう、潤滑油及び燃料油を内包する設備と発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器は、壁等の設置及び離隔による配置上の考慮を行う設計とする。

- (b-2) 発火性又は引火性物質である水素等を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素又はアセチレンを内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能を損なわないよう、水素又はアセチレンを内包する設備と発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器は、壁等の設置

による配置上の考慮を行う設計とする。

(c) 換 気

火災区域に対する換気については、以下の設計とする。

(c-1) 発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備

発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備がある火災区域の建屋等は、火災の発生を防止するために、補助建屋給気ファン及び補助建屋排気ファン等、空調機器による機械換気又は自然換気により換気を行う設計とする。

(c-2) 発火性又は引火性物質である水素等を内包する設備

発火性又は引火性物質である水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁並びに「(e) 貯蔵」に示す水素ボンベ及びアセチレンを内包する設備であるアセチレンボンベを設置する火災区域は、火災の発生を防止するために、以下に示す空調機器による機械換気により換気を行う設計とする。

・蓄電池

蓄電池を設置する火災区域は、非常用電源から給電される蓄電池室排気ファンによる機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

・気体廃棄物処理設備

気体廃棄物処理設備を設置する火災区域は、非常

用電源から給電される補助建屋給気ファン及び補助建屋排気ファンによる機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

- ・体積制御タンク及びこれに関連する配管，弁

体積制御タンク及びこれに関連する配管，弁を設置する火災区域は，非常用電源から給電される補助建屋給気ファン及び補助建屋排気ファンによる機械換気を行うことにより，水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

- ・水素ボンベ及びアセチレンボンベ

「(e) 貯蔵」に示す水素ボンベ及びアセチレンボンベを設置する火災区域は，補助建屋給気ファン及び補助建屋排気ファン又は放射線管理室給気ファン及び放射線管理室排気ファンによる機械換気を行うことにより，水素及びアセチレン濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

なお，水素又はアセチレンを内包する設備のある火災区域は，水素及びアセチレン濃度が燃焼限界濃度以下の雰囲気となるように給気ファン及び排気ファンで換気されるが，給気ファン及び排気ファンは，多重化して設置する設計とするため，単一故障を想定しても換気は可能である。

(d) 防 爆

火災区域に対する防爆については，以下の設計とする。

(d-1) 発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内

包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備は、「(a) 漏えいの防止，拡大防止」で示したように，溶接構造等，潤滑油及び燃料油の漏えいを防止する設計とするとともに，オイルパン等を設置し，漏えいした潤滑油及び燃料油の拡大を防止する設計とする。

潤滑油及び燃料油が設備の外部へ漏えいしても，これらの引火点は，油内包機器を設置する室内温度よりも十分高く，機器運転時の温度よりも高いため，可燃性蒸気とならないことから，潤滑油及び燃料油が，爆発性の雰囲気を形成するおそれはない。

(d-2) 発火性又は引火性物質である水素等を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素又はアセチレンを内包する以下の設備は、「(c) 換気」に示す機械換気により水素及びアセチレン濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計するとともに，以下に示す溶接構造等により，水素及びアセチレンの漏えいを防止する設計とする。

・ 気体廃棄物処理設備の配管，弁

気体廃棄物処理設備の配管，弁は，雰囲気への水素の漏えいを考慮した溶接構造とし，弁グランド部から雰囲気への水素漏えいの可能性のある弁は，雰囲気への水素の漏えいを考慮し，ベローズや金属ダイヤフラム等を用いる設計とする。

- ・体積制御タンク及びこれに関連する配管，弁
体積制御タンク及びこれに関連する配管，弁は，
雰囲気への水素の漏えいを考慮した溶接構造とし，
弁グランド部から雰囲気への水素漏えいの可能性の
ある弁は，雰囲気への水素の漏えいを考慮し，ベロ
ーズや金属ダイヤフラム等を用いる設計とする。

- ・水素ポンベ及びアセチレンポンベ

「(e) 貯蔵」に示す水素ポンベ及びアセチレンポンベは，ポンベ使用時に職員がポンベ元弁を開弁し，通常時は元弁を閉弁する運用とする。

以上の設計により，「電気設備に関する技術基準を定める省令」第 69 条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とはならないため，当該火災区域に設置する電気・計装品を防爆型とする必要はなく，防爆を目的とした電気設備の接地も必要ない。

なお，電気設備の必要な箇所には「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令」第 10 条，第 11 条に基づく接地を施す設計とする。

(e) 貯 蔵

火災区域に設置される貯蔵機器については，以下の設計とする。

貯蔵機器とは，供給設備へ補給するために設置する機器のことであり，発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油の貯蔵機器としては，燃料油貯油槽及び重油タンクがある。

これらは、7日間の外部電源喪失に対してディーゼル発電機を連続運転するために必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。

発火性又は引火性物質である水素及びアセチレンの貯蔵機器としては、以下に示す水素ボンベ及びアセチレンボンベがあり、これらボンベは、運転上必要な量のみを使用する設備ごとに貯蔵する設計とする。

- ・ 試料の濃度測定用水素ボンベ
- ・ 試料の濃度測定用アセチレンボンベ

b. 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策

火災区域に対する可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策については、以下の設計とする。

発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備は、「1.6.1.2(1)a.(d) 防爆」に示すとおり、可燃性の蒸気を発生するおそれはなく、また、火災区域において有機溶剤を使用し可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所の局所排気を行うとともに、建屋の給気ファン及び排気ファンによる機械換気により、滞留を防止する設計とする。

また、火災区域には、「工場電気設備防爆指針」に記載される「可燃性粉じん（石炭のように空気中の酸素と発熱反応を起こし爆発する粉じん）」や「爆発性粉じん（金属粉じんのよう空気中の酸素が少ない雰囲気又は二酸化炭素中でも着火し、浮遊状態では激しい爆発を生じる粉じん）」のような可燃性の微粉を発生する設備を設置しない

設計とする。

以上の設計により、火災区域には、可燃性の蒸気又は微粉を高所に排出するための設備を設置する必要はなく、電気・計装品も防爆型とする必要はない。

火災区域には、金属粉や布による研磨機のように静電気が溜まるおそれがある設備を設置しない設計とするため、静電気を除去する装置を設置する必要はない。

c. 発火源への対策

発電用原子炉施設には、設備を金属製の本体内に収納する等の対策を行い、設備外部に出た火花が発火源となる設備を設置しない設計とする。

また、発電用原子炉施設には、高温となる設備があるが、高温部分を保温材で覆うことにより、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。

d. 水素及びアセチレン対策

火災区域に対する水素及びアセチレン対策については、以下の設計とする。

水素又はアセチレンを内包する設備を設置する火災区域については、「1.6.1.2(1)a.(c) 換気」に示すように、機械換気を行うことにより、水素及びアセチレン濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計するとともに、水素又はアセチレンを内包する設備は、溶接構造等、雰囲気への水素及びアセチレンの漏えいを防止する設計とする。

体積制御タンクを設置する火災区域は、通常運転中において体積制御タンクの気相部に水素を封入することを考慮

して、水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である 4 vol% の 1 / 4 以下の濃度にて、中央制御室に警報を発する設計とする。

また、蓄電池を設置する火災区域は、充電時に蓄電池が水素を発生するおそれがあることを考慮して、水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である 4 vol% の 1 / 4 以下の濃度にて、中央制御室に警報を発する設計とする。

「(e) 貯蔵」に示す水素ボンベ及びアセチレンボンベを設置する火災区域については、通常時は元弁を閉弁する運用とし、「1. 6. 1. 2(1) a. (c) 換気」に示す機械換気により水素及びアセチレン濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計することから、水素及びアセチレン濃度検知器は設置しない設計とする。

e. 放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策

加圧器以外の 1 次冷却材は、高圧水の一相流とし、また、加圧器内も運転中は常に 1 次冷却材と蒸気を平衡状態とすることで、水素や酸素の濃度が高い状態で滞留、蓄積することを防止する設計とする。

蓄電池を設置する火災区域は、空調機器による機械換気により、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

f. 過電流による過熱防止対策

発電用原子炉施設内の電気系統の過電流による過熱の防止対策は、以下の設計とする。

電気系統は、送電線への落雷等外部からの影響や地絡、短絡等に起因する過電流による過熱及び焼損を防止するた

めに、保護継電器及び遮断器により、故障回路を早期に遮断する設計とする。

(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器に対しては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は以下のいずれかの設計とする。

- ・ 不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計とする。
- ・ 構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。

a. 主要な構造材に対する不燃性材料の使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料、又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とする。

ただし、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるが、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることはないことから不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計

とし、また、金属に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器躯体内部に設置される電気配線は、発火した場合でも、他の安全機能を有する構築物、系統及び機器に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。

b. 変圧器及び遮断器に対する絶縁油等の内包

安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。

c. 難燃ケーブルの使用

安全機能を有する機器に使用する難燃ケーブルは、実証試験によりケーブル単体で自己消火性及び延焼性を確認したものを使用する設計とする。

ただし、核計装用ケーブルは、微弱電流・微弱パルスを扱うため、耐ノイズ性を確保する必要があることから、絶縁体に誘電率の低い架橋ポリエチレンを使用する設計とする。このケーブルは、自己消火性を確認する UL 垂直燃焼試験は満足するが、延焼性を確認する IEEE383 垂直トレイ燃焼試験の要求を満足しない。

したがって、核計装用ケーブルは、火災を想定した場合にも延焼が発生しないように、チャンネルごとに専用電線管に収納するとともに、電線管の両端は、電線管外部からの酸素供給防止を目的とし、耐火性を有するシール材を処置する設計とする。

耐火性を有するシール材を処置した電線管内は、外気が

ら容易に酸素の供給がない閉塞した状態であるため、核計装用ケーブルに火災が発生してもケーブルの燃焼に必要な酸素が不足し、燃焼の維持ができなくなるので、すぐに自己消火し、ケーブルは延焼しない。このため、チャンネルごとに専用電線管で収納し、耐火性を有するシール材により酸素の供給防止を講じた核計装用ケーブルは、IEEE383 垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足するケーブルと同等以上の延焼防止性能を有する。

- d. 換気設備のフィルタに対する不燃性材料又は難燃性材料の使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き、ガラス繊維等の不燃性材料又は「JIS L 1091（繊維製品の燃焼性試験方法）」や「JACA No. 11A（空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針（公益社団法人日本空気清浄協会）」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。

- e. 保温材に対する不燃性材料の使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する保温材は、けい酸カルシウム、ロックウール、グラスウール、金属保温等、平成 12 年建設省告示第 1400 号に定められたもの又は建築基準法で不燃材料として定められたものを使用する設計とする。

- f. 建屋内装材に対する不燃性材料の使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する建屋の内装材は、建築基準法に基づく不燃材料若しくはこれと

同等の性能を有することを試験により確認した不燃性材料，又は消防法に基づく防災物品若しくはこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。

ただし，原子炉格納容器内部コンクリートの表面に塗布するコーティング剤は，不燃材料であるコンクリートに塗布すること，火災により燃焼し難く著しい燃焼をしないこと，加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらず他の安全機能を有する構築物，系統及び機器に延焼しないこと，並びに原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器は不燃性又は難燃性の材料を使用し周辺には可燃物がないことから，難燃性材料であるコーティング剤を使用する設計とする。

(3) 落雷，地震等の自然現象による火災発生の防止

発電用原子炉施設に想定される自然現象は，落雷，地震，津波，火山，森林火災，竜巻，風（台風），凍結，降水，積雪，生物学的事象，地滑り，洪水及び高潮である。

津波，森林火災及び竜巻（風（台風）を含む。）は，それぞれの現象に対して，発電用原子炉施設の安全機能を損なわないように防護することで，火災の発生防止を行う設計とする。

凍結，降水，積雪及び生物学的事象は，火源が発生する自然現象ではなく，火山についても，火山から発電用原子炉施設に到達するまでに火山灰等が冷却されることを考慮すると，火源が発生する自然現象ではない。

地滑り，洪水及び高潮は，発電用原子炉施設の地形を考慮すると，発電用原子炉施設の安全機能を有する機器に影響を与える可能性がないため，火災が発生するおそれはない。

したがって，落雷，地震について，これら現象によって火災が発生しないように，以下のとおり火災防護対策を講じる設計とする。

a. 落雷による火災の発生防止

発電用原子炉施設内の構築物，系統及び機器は，落雷による火災発生を防止するため，地盤面から高さ 20m を超える建築物には，建築基準法に基づき「JIS A 4201 建築物等の避雷設備（避雷針）」に準拠した避雷設備を設置する設計とする。

送電線については，「1.6.1.2(1)f. 過電流による過熱防止対策」に示すとおり，故障回路を早期に遮断する設計とする。

【避雷設備設置箇所】

- ・ 原子炉建屋
- ・ 原子炉補助建屋
- ・ タービン建屋
- ・ 補助ボイラ煙突
- ・ 雑固体処理建屋
- ・ 焼却炉建家
- ・ 開閉所（架空地線）
- ・ 使用済燃料乾式貯蔵建屋

b. 地震による火災の発生防止

安全機能を有する構築物，系統及び機器は，耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置するとともに，自らが破壊又は倒壊することによる火災の発生を防止する設計とする。

なお，耐震については「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」に従い設計する。

1. 6. 1. 3 火災の感知及び消火

火災の感知及び消火については，安全機能を有する構築物，系統及び機器に対して，火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とし，具体的な設計を「1. 6. 1. 3(1) 火災感知設備」から「1. 6. 1. 3(4) 消火設備の破損，誤作動又は誤操作による安全機能への影響」に示し，このうち，火災感知設備及び消火設備が，地震等の自然現象によっても，火災感知及び消火の機能，性能が維持され，かつ，安全機能を有する構築物，系統及び機器の耐震クラスに応じて，機能を維持できる設計とすることを「1. 6. 1. 3(3) 地震等の自然現象の考慮」に，また，消火設備は，破損，誤作動又は誤操作が起きた場合においても，発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわない設計とすることを「1. 6. 1. 3(4) 消火設備の破損，誤作動又は誤操作による安全機能への影響」に示す。

(1) 火災感知設備

火災感知設備は，安全機能を有する構築物，系統及び機器

を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知する設計とする。

火災感知器と受信機を含む火災受信機盤等で構成される火災感知設備は、以下を踏まえた設計とする。

a. 火災感知器の環境条件等の考慮

火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や、火災は炎が生じる前に発煙する等の想定される火災の性質を考慮した設計とする。

b. 固有の信号を発する異なる火災感知器の設置

火災感知設備の火災感知器は、「1.6.1.3(1)a. 火災感知器の環境条件等の考慮」の環境条件等を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の安全機能を有する機器の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、又は非アナログ式の炎感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。炎感知器はアナログ式ではないが、炎が発する赤外線または紫外線を感知するため、煙や熱と比べて感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある。

ただし、以下に示す場所は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。

屋外エリアは、火災による煙は周囲に拡散し、煙感知器による火災感知は困難であることから、熱感知器と非アナログ式の炎感知器（赤外線）を選定する。さらに、降水等

の浸入により火災感知器の故障が想定されるため、火災感知器の故障を防止する観点から、降水等の浸入を防止できる非アナログ式の防爆型の熱感知器及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線）を選定する。

放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器を設置する場合、放射線の影響により火災感知器の故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、放射線の影響を考慮した非アナログ式の熱感知器を選定する。

水素等による引火性又は発火性の雰囲気を形成するおそれのある場所は、火災感知器作動時の爆発を防止するため、接点構造を有しない非アナログ式の熱感知器、非アナログ式の防爆型の煙感知器又は非アナログ式の防爆型の熱感知器を選定する。

また、これらの非アナログ式の火災感知器は、以下の環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。

- ・ 煙感知器は蒸気等が充満する場所に設置しない。
- ・ 熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定する。
- ・ 炎感知器は炎特有の性質を検出する赤外線方式を採用する。また、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や屋外仕様を採用する設計

とする。

(a) 原子炉格納容器

原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を設置する設計とし、天井空間が広く煙が周囲に拡散される場所は、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の炎感知器（赤外線）を設置する設計とする。また、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室に設置する火災感知器は、放射線による影響を考慮した熱感知器を選定し、水素が発生するような事故を考慮して、接点構造を有しない非アナログ式の熱感知器又は非アナログ式の防爆型の熱感知器を設置する設計とする。

(b) 体積制御タンク室及び蓄電池室

通常運転中において気相部に水素を封入する体積制御タンク室には、非アナログ式の防爆型の煙感知器及び非アナログ式の防爆型の熱感知器を設置する設計とする。

充電時に水素発生のおそれがある蓄電池室も、非アナログ式の防爆型の煙感知器及び非アナログ式の防爆型の熱感知器を設置する設計とする。

(c) 海水ポンプエリア及び補助給水タンクエリア

海水ポンプエリア及び補助給水タンクエリアは屋外であるため、非アナログ式の防爆型の熱感知器及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線）を設置する設計とする。

(d) 燃料油貯油槽エリア及び重油タンクエリア

燃料油貯油槽エリアは、地下タンク内部の燃料が気化

することを考慮し、非アナログ式の防爆型の熱感知器と、タンク外部に降水等の浸入による誤作動を防止するため非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線）を設置する設計とする。

重油タンクは、屋外タンクのため非アナログ式の防爆型の熱感知器及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線）を設置する設計とする。

(e) 焼却炉建家

焼却炉建家には、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器又はアナログ式の煙感知器及び非アナログ式の炎感知器（赤外線）を設置する設計とする。また、湿度の影響による誤作動のおそれがある場所は、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の炎感知器（赤外線）を設置する設計とする。

焼却炉建家の雑固体焼却設備のうち空気予熱器は、可燃性ガスを使用している。このため、運転中での空気予熱器の破損を考慮して空気予熱器室の火災感知器については、非アナログ式の防爆型の煙感知器及び非アナログ式の防爆型の熱感知器を設置する設計とする。

(f) 原子炉建屋及び原子炉補助建屋通路部

原子炉建屋及び原子炉補助建屋の通路部には、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、ケーブルトレイが設置される場所は、アナログ式の煙感知器を設置するとともに、ケーブルトレイの火災を早期に感知する観点から、熱感知器と同等

の性能を有する光ファイバ温度監視装置をケーブルトレイ上部に設置する設計とする。

(g) 中央制御室フロアケーブルダクト及び1次系計装盤室
フロアケーブルダクト

中央制御室フロアケーブルダクト及び1次系計装盤室フロアケーブルダクトには、アナログ式の煙感知器を設置するとともに、ケーブルダクトの火災を早期に感知する観点から、熱感知器と同等の性能を有する光ファイバ温度監視装置をケーブルダクト上部に設置する設計とする。

(h) ほう酸タンク室及び換気空調設備室

ほう酸タンク室及び換気空調設備室には、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、ケーブルトレイが設置される場所は、アナログ式の煙感知器を設置するとともに、火災を早期に感知できるよう熱感知器と同等の性能を有する光ファイバ温度監視装置をケーブルトレイ上部に設置する設計とする。

(i) 海水管トレンチ室

海水管トレンチ室は、火災防護対象ケーブルを電線管内に敷設するため、火災防護対象ケーブルの火災を想定した場合は、電線管周囲の温度が上昇するとともに、電線管内に煙が発生する。このため、海水管トレンチ室は、電線管周囲の温度を熱感知器と同等に感知できる光ファイバ温度監視装置を電線管上部に設置するとともに、電

線管を接続するプルボックス内にアナログ式の煙感知器を設置する設計とする。

また、海水ストレーナが設置される場所は、屋外であるため非アナログ式の防爆型の熱感知器及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線）を設置する設計とする。

使用済燃料乾式貯蔵施設は、以下に示すとおり消防法に基づき火災感知器を設置する。

(a) 使用済燃料乾式貯蔵施設

使用済燃料乾式貯蔵施設は、保管する使用済燃料乾式貯蔵容器が金属製で十分な耐火能力を有しており、使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアは、可燃物を置かず発火源を極力排除した設計とすることから、火災による安全機能への影響は考えにくい。

したがって、使用済燃料乾式貯蔵施設は、消防法に基づき火災感知器を設置する。

使用済燃料ピット、使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済樹脂タンク室及び脱塩塔室は、以下に示すとおり火災感知器を設置しない設計とする。

(a) 使用済燃料ピット

使用済燃料ピットの側面と底面は、金属に覆われており、ピット内は水で満たされていることから、使用済燃料ピット内では火災は発生しない。このため、使用済燃

料ピット内には、火災感知器を設置しない設計とする。

(b) 使用済樹脂貯蔵タンク室，使用済樹脂タンク室及び脱塩塔室

使用済樹脂貯蔵タンク，使用済樹脂タンク及び脱塩塔は金属製であること，タンク内に貯蔵している樹脂は水に浸かっており，使用済樹脂貯蔵タンク室，使用済樹脂タンク室及び脱塩塔室は，可燃物を置かず発火源がない設計とすることから，火災が発生するおそれはない。

したがって，使用済樹脂貯蔵タンク，使用済樹脂タンク室及び脱塩塔室は，火災感知器を設置しない設計とする。

c. 火災受信機盤

火災感知設備の火災受信機盤及び光ファイバ温度監視盤は中央制御室に設置し，火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。

火災受信機盤は，構成される受信機により，以下の機能を有する設計とする。

(a) 火災受信機盤は，アナログ式の火災感知器が接続可能であり，作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能

(b) 機械空調による環境の維持により誤作動が起き難く，かつ，水素の漏えいの可能性が否定できない場所に設置する感知器は，非アナログ式の密閉性を有する防爆型の火災感知器とし，これを1つずつ特定できる機能

(c) 降水等の浸入による誤作動が想定される屋外に設置する感知器は，誤作動を防止するために非アナログ式の屋

外仕様の火災感知器とし、これを1つずつ特定できる機能

また、光ファイバ温度監視装置は、光ファイバにより火災感知場所を特定できる機能を有する設計とする。

d. 火災感知設備の電源確保

火災区域又は火災区画に設置する火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。

また、原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備に供給する電源は、ディーゼル発電機が接続されている非常用電源より供給する設計とする。

(2) 消火設備

消火設備は、以下に示すとおり、安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火する設計とする。

a. 原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備

原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備は、当該火災区域又は火災区画が、火災発生時の煙の充満及び放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画であるかを考慮して設計する。

(a) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の選定

屋内の原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区画については、基本的に、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるものとして選定し、このうち、原子炉格納容器内のループ室は、放射線の影響も考慮し消火活動が困難な場所として選定する。

また、中央制御室のうちフロアケーブルダクトは、消火活動が困難な場所として選定する。

(b) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定

消火活動が困難とならない屋外の原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区画、及び屋内の火災区域又は火災区画のうち、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画を以下に示す。

(b-1) 屋外の火災区域

燃料油貯油槽エリア等の以下に示す屋外エリアは、火災が発生しても煙が大気に放出され煙の充満するおそれがないことから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(ア) 燃料油貯油槽エリア

(イ) 重油タンクエリア

(ウ) 補助給水タンクエリア

(エ) 海水ポンプエリア

(オ) 海水管トレンチ室

(b-2) 可燃物の設置状況等により、火災が発生しても煙が充満しない火災区域又は火災区画

以下に示す火災区域又は火災区画は、可燃物を少なくすることで煙の発生を抑える設計とし、機器周囲の火災荷重を低く管理することに加えて以下の設計とすることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(b-2-1) フロアダクトケーブル監視盤室

フロアダクトケーブル監視盤は、金属製の筐体で構成し、ケーブルを電線管内に敷設する。

(b-2-2) ディーゼル発電機室給気ファン室、制御用空気圧縮機室給気ファン室及び電動補助給水ポンプ室給気ファン室

ディーゼル発電機室給気ファン、制御用空気圧縮機室給気ファン及び電動補助給水ポンプ室給気ファンは、軸受部に少量のグリースを内包しているが、ファンを不燃材で構成する。

(b-2-3) 非再生冷却器室

非再生冷却器は、不燃材で構成する。

(b-3) 運転員が常駐する火災区域又は火災区画

フロアケーブルダクトを除く中央制御室は、常駐する運転員によって、高感度煙検出設備による早期の火災感知及び消火活動が可能であり、火災発生時に煙が充満する前に消火可能であることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(c) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備

火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画は、中央制御室からの手動操作による固定式消火設備又は自動消火設備である全域ハロン消火設備等を設置し消火を行う設計とする。

ただし、原子炉格納容器内の火災発生時に、中央制御室からの手動操作による固定式消火設備又は自動消火設備に固定式のガス系消火設備を適用する場合は、原子炉格納容器内の自由体積が約 6.7 万 m^3 あることから、原子炉格納容器内全体に消火剤を充満させるまで時間を要する。このため、原子炉格納容器の消火設備は、火災発生時の煙の充満による消火活動が困難でない場合には、早期に消火が可能であることから、常駐する運転員及び消防要員（以下「消防要員等」という。）による消火を行う設計とする。

火災発生時の煙の充満及び放射線の影響のため消防要員等による消火活動が困難である場合は、中央制御室からの手動操作が可能であり、原子炉格納容器全域を水滴で覆うことのできる「9.2 原子炉格納容器スプレイ設備」に示す原子炉格納容器スプレイ設備による手動消火を行う設計とする。

(d) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備

(d-1) 燃料油貯油槽エリア

燃料油貯油槽は、乾燥砂で覆われ地下に埋設されているため、火災の規模は小さい。また、油火災である

ことを考慮し、消火器で消火を行う設計とする。

(d-2) 重油タンクエリア

重油タンクは屋外に設置され、煙の充満等による消火活動が困難とならない場所であるため、消火器で消火を行う設計とする。

(d-3) 補助給水タンクエリア，海水ポンプエリア及び海水管トレンチ室

補助給水タンクエリア，海水ポンプエリア及び海水管トレンチ室は，全域ハロン自動消火設備等は設置せず，消火器で消火を行う設計とする。

(d-4) フロアダクトケーブル監視盤室

火災発生時に煙の充満により消火活動が困難とならないフロアダクトケーブル監視盤室には，全域ハロン自動消火設備等は設置せず，消火器で消火を行う設計とする。

(d-5) ディーゼル発電機室給気ファン室，制御用空気圧縮機室給気ファン室及び電動補助給水ポンプ室給気ファン室

火災発生時に煙の充満により消火活動が困難とならないディーゼル発電機室給気ファン室，制御用空気圧縮機室給気ファン室及び電動補助給水ポンプ室給気ファン室には，全域ハロン自動消火設備等は設置せず，消火器で消火を行う設計とする。

(d-6) 非再生冷却器室

火災発生時に煙の充満により消火活動が困難となら

ない非再生冷却器室には、全域ハロン自動消火設備等は設置せず、消火器で消火を行う設計とする。

(d-7) 中央制御室

フロアケーブルダクトを除く中央制御室は、全域ハロン自動消火設備等は設置せず、粉末消火器で消火を行う設計とする。また、中央制御盤内の火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う。

b. 放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域に設置する消火設備

放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域に設置する消火設備は、当該火災区域が、火災発生時の煙の充満及び放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域であるかを考慮して設計する。

(a) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域の選定

放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、基本的に、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるものとして選定する。

(b) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域の選定

放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域のうち、以下の火災区域は、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(b-1) 液体廃棄物処理設備

液体廃棄物処理設備を設置する火災区域は、火災が発生し液体放射性物質が流出しても可燃物とはならず床ドレンに回収される。また、液体廃棄物処理設備の周りは可燃物を少なくすることで煙の発生を抑える設計とし、周囲の火災荷重を低く管理することから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(b-2) 濃縮廃液受入タンク室

濃縮廃液受入タンクは、金属製であり、タンクの周囲は可燃物を少なくすることで煙の発生を抑える設計とし、周囲の火災荷重を低く管理することから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(b-3) 使用済燃料ピット

使用済燃料ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされ、使用済燃料は火災の影響を受けないことから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(b-4) 新燃料貯蔵庫

新燃料貯蔵庫は、側面と底面が金属とコンクリートに覆われており可燃物を置かない設計とするため、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(b-5) ガス減衰タンク室及び水素再結合ガス減衰タンク室

ガス減衰タンク及び水素再結合ガス減衰タンクは、金属製であり、タンクの周囲は可燃物を少なくすることで煙の発生を抑える設計とし、周囲の火災荷重を低く管理することから、消火活動が困難とならない場所

として選定する。

(b-6) 蒸気発生器保管庫

蒸気発生器保管庫に保管する原子炉容器上部ふた等の保管容器は金属製であり、保管容器の周囲は可燃物を少なくすることで煙の発生を抑える設計とし、周囲の火災荷重を低く管理することから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(c) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる
火災区域に設置する消火設備

火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となる放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域は、中央制御室からの手動操作による固定式消火設備又は自動消火設備である全域ハロン消火設備等を設置し消火を行う設計とする。

(d) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となら
ない火災区域に設置する消火設備

(d-1) 液体廃棄物処理設備

液体廃棄物処理設備を設置する火災区域は、手動操作による固定式消火設備及び自動消火設備は設置せず、消火器又は水で消火を行う設計とする。

(d-2) 濃縮廃液受入タンク室

濃縮廃液受入タンク室は、手動操作による固定式消火設備及び自動消火設備は設置せず、消火器又は水で消火を行う設計とする。

(d-3) 使用済燃料ピット

使用済燃料ピットは、手動操作による固定式消火設備及び自動消火設備は設置しない設計とする。

(d-4) 新燃料貯蔵庫

新燃料貯蔵庫は、手動操作による固定式消火設備及び自動消火設備は設置せず、消火器又は水で消火を行う設計とする。

(d-5) ガス減衰タンク室及び水素再結合ガス減衰タンク室

ガス減衰タンク室及び水素再結合ガス減衰タンク室は、手動操作による固定式消火設備及び自動消火設備は設置せず、消火器又は水で消火を行う設計とする。

(d-6) 蒸気発生器保管庫

蒸気発生器保管庫は、手動操作による固定式消火設備及び自動消火設備は設置せず、消火器又は水で消火を行う設計とする。

(e) 使用済燃料乾式貯蔵施設の消火設備

使用済燃料乾式貯蔵施設は、保管する使用済燃料乾式貯蔵容器が金属製で十分な耐火能力を有しており、使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアは、可燃物を置かず発火源を極力排除した設計とすることから、火災による安全機能への影響は考えにくい。

したがって、使用済燃料乾式貯蔵施設は、消火器及び屋内消火栓を設置する設計とする。

(f) 使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済樹脂タンク室及び脱塩塔室の消火設備

使用済樹脂貯蔵タンク、使用済樹脂タンク及び脱塩塔

の設置場所は、放射線の影響のため消火活動が困難な場所であるが、これらのタンクは、金属製であること、タンク内に貯蔵する樹脂は水に浸かっており、これらのタンクの設置場所には、可燃物を置かず発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。

したがって、使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済樹脂タンク室及び脱塩塔室は、消火器及び屋内消火栓を除く消火設備を設置しない設計とする。

c. 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮

(a) 3号炉設備の消火用水供給系

消火用水供給系の水源は、ろ過水貯蔵タンク及び脱塩水タンク（各約 3,000m³）を各 1 基設置し多重性を有する設計とする。

原子炉格納容器スプレイ設備は、格納容器スプレイポンプを 2 台設置する等、系統の多重性を有する設計とし、水源は、使用可能な場合に水源とするろ過水貯蔵タンク及び脱塩水タンクを各 1 基、これらが使用できない場合に水源とする燃料取替用水タンクを 1 基設置する設計とする。なお、燃料取替用水タンクは、原子炉格納容器スプレイ設備により消火を行う時間が 24 時間以内であることから、単一故障を想定しない設計とする。

消火用水供給系の消火ポンプは、電動消火ポンプ（消火ポンプ（A））、ディーゼル駆動消火ポンプ（消火ポンプ（B））を 1 台ずつ設置し、多様性を有する設計とする。

(b) 蒸気発生器保管庫， 1－固体廃棄物貯蔵庫，焼却炉建家及び雑固体処理建屋の消火用水供給系

消火用水供給系の水源は，ろ過水タンク（約 6,000m³）を 2 基設置し多重性を有する設計とする。

消火用水供給系の消火ポンプは，電動消火ポンプ（1 号， 2 号及び 3 号炉共用），ディーゼル駆動消火ポンプ（1 号， 2 号及び 3 号炉共用）を使用し，多様性を有する設計とする。

(c) 2－固体廃棄物貯蔵庫及び使用済燃料乾式貯蔵施設の消火用水供給系

消火用水供給系の水源は，平ばえ消火タンク（約 150 m³）及び原水貯槽（約 600m³）を各 1 基設置し，静水頭により消火水を供給する設計とする。

d. 系統分離に応じた独立性の考慮

原子炉の安全停止に必要な機器等のうち，火災防護対象機器等の系統分離を行うために設置する全域ハロン自動消火設備は，以下に示すとおり，系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。

- ・ 静的機器である消火配管は，静的機器は 24 時間以内の単一故障の想定が不要であり，また，基準地震動で損傷しないよう設計するため，多重化しない。
- ・ 動的機器である選択弁等の単一故障を想定して選択弁等は多重化する設計とし，動的機器である容器弁の単一故障を想定して容器弁及びポンベも必要本数以上設置し，両系列の火災防護対象機器等の消火設備が機能

を失わない設計とする。

e. 火災に対する二次的影響の考慮

全域ハロン自動消火設備等は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない安全機能を有する構築物、系統及び機器に及ばない設計とする。

また、これら消火設備のポンベ及び制御盤は、消火対象となる火災区域又は火災区画とは別のエリアに設置し、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ポンベに接続する安全弁によりポンベの過圧を防止する設計とする。

f. 想定火災の性質に応じた消火剤の容量

消火設備に必要な消火剤の容量について、全域ハロン自動消火設備等は、消防法施行規則第 20 条に基づき設計する。

消火剤に水を使用する水消火設備の容量の設計は、「1. 6. 1. 3(2)h. 消火用水の最大放水量の確保」に示す。

g. 移動式消火設備の配備

移動式消火設備は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第 83 条の 5 に基づき、消火ホース等の資機材を備え付けている化学消防自動車（1 台）及び水槽付消防自動車（1 台）を配備する設計とする。

h. 消火用水の最大放水量の確保

3号炉設備及び共用設備の消火剤に水を使用する消火設備は、以下のとおり2時間の最大放水量を確保できる設計とする。

水消火設備に必要な消火水の容量について、屋内消火栓は、消防法施行令第11条（屋内消火栓設備に関する基準）及び屋外消火栓は消防法施行令第19条（屋外消火栓設備に関する基準）を満足するよう設計する。

(a) 3号炉設備に消火水を供給するための水源

消火用水供給系の水源であるろ過水貯蔵タンク及び脱塩水タンクは、最大放水量である主変圧器の消火ノズルから放水するために必要な圧力及び必要な流量を満足する消火ポンプの定格流量（ $11\text{m}^3/\text{min}$ ）で、消火を2時間継続した場合の水量（ $1,320\text{m}^3$ ）を確保する設計とする。

(b) 蒸気発生器保管庫，1－固体廃棄物貯蔵庫，焼却炉建家及び雑固体処理建屋に消火水を供給するための水源

消火用水供給系の水源であるろ過水タンクは、最大放水量である1号炉又は2号炉の主変圧器の消火ノズルから放水するために必要な圧力及び必要な流量を満足する電動消火ポンプ（1号，2号及び3号炉共用）の定格流量（ $9.1\text{m}^3/\text{min}$ ）で、消火を2時間継続した場合の水量（約 $1,100\text{m}^3$ ）を確保する設計とする。

(c) 2－固体廃棄物貯蔵庫及び使用済燃料乾式貯蔵施設に消火水を供給するための水源

消火用水供給系の水源である平ばえ消火タンク及び原

水貯槽は、2本の屋外消火栓を同時に使用して消火することを想定し、屋外消火栓に必要な圧力及び必要な流量（350L/min）で、消火を2時間継続した場合の水量（84 m³）を確保する設計とする。

i. 水消火設備の優先供給

消火用水供給系は、飲料水系や所内用水系等と共用する場合には、隔離弁を設置して遮断する措置により、消火用水の供給を優先する設計とする。

j. 消火設備の故障警報

電動消火ポンプ（消火ポンプ（A））、ディーゼル駆動消火ポンプ（消火ポンプ（B））、電動消火ポンプ（1号、2号及び3号炉共用）、ディーゼル駆動消火ポンプ（1号、2号及び3号炉共用）、全域ハロン自動消火設備等の消火設備は、電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。

k. 消火設備の電源確保

(a) 消火用水供給系

ディーゼル駆動消火ポンプ（消火ポンプ（B））及びディーゼル駆動消火ポンプ（1号、2号及び3号炉共用）は、外部電源喪失時にも起動できるように蓄電池により電源を確保することにより、消火用水供給系の機能を喪失しない設計とする。

原子炉格納容器スプレイ設備は、外部電源喪失時にも起動できるように非常用電源より給電することにより、消火用水供給系の機能を喪失しない設計とする。

(b) 全域ハロン自動消火設備等

固定式ガス消火設備として設置する全域ハロン自動消火設備等は，外部電源喪失時にも設備の作動に必要な電源を蓄電池により確保することにより，消火設備の機能を喪失しない設計とする。

1. 消火栓の配置

安全機能を有する構造物，系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は，消防法施行令第11条（屋内消火栓設備に関する基準）及び第19条（屋外消火栓設備に関する基準）に準拠し，原子炉建屋及び原子炉補助建屋内は消火栓から半径15mの範囲，使用済燃料乾式貯蔵建屋，焼却炉建家及び雑固体処理建屋内は消火栓から半径25mの範囲，屋外は消火栓から半径40mの範囲における消火活動を考慮した設計とする。

m. 固定式ガス消火設備の退出警報

固定式ガス消火設備として設置する全域ハロン自動消火設備等は，作動前に職員等の退出ができるように警報を発する設計とする。

n. 管理区域内からの放出消火剤の流出防止

管理区域内で放出した消火水は，放射性物質を含むおそれがある場合には，管理区域外への流出を防止するため，各フロアが目皿や配管により排水及び回収し，液体廃棄物処理設備で処理する設計とする。

o. 消火用の照明器具

建屋内の消火栓，消火設備現場盤の設置場所及び設置場

所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、消防法で要求される消火継続時間 20 分に現場への移動等の時間を考慮し、1 時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。

(3) 地震等の自然現象の考慮

火災感知設備及び消火設備は、以下に示す地震等の自然現象を考慮し、機能及び性能が維持される設計とする。

a. 凍結防止対策

外気温度が 3℃まで低下した場合は、屋外の消火設備の凍結を防止するために屋外消火栓を微開し通水する運用とする。

また、屋外に設置する火災感知設備については、外気温度が -10℃まで低下しても使用可能な火災感知器を設置する設計とする。

b. 風水害対策

電動消火ポンプ（消火ポンプ（A））、ディーゼル駆動消火ポンプ（消火ポンプ（B））、ディーゼル駆動消火ポンプ（1 号、2 号及び 3 号炉共用）、全域ハロン自動消火設備等は、風水害により性能が阻害されないよう、流れ込む水の影響を受けにくい屋内に設置する設計とする。

また、屋外に消火設備を設置する場合は、風水害により性能が阻害されないよう、消火ポンプ、制御盤等を屋外仕様とすることで、浸水防止対策を講じる設計とする。

屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことに

より当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。

c. 地震対策

(a) 地震対策

火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、その火災区域又は火災区画に設置する安全機能を有する構造物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、機能を維持できる設計とする。

耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画に設置される油を内包する耐震Bクラス及び耐震Cクラスの機器に基準地震動による損傷に伴う火災が発生した場合においても、火災防護対象機器等の機能が維持される設計とする。

(b) 地盤変位対策

消火配管は、地震時における地盤変位対策として、建屋貫通部付近の接続部には機械式継手ではなく溶接継手を採用し、地盤変位の影響を直接受けないように、地上化又はトレンチ内に設置する設計とする。

また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口を建屋に設置する設計とする。

(4) 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による安全機能への影響

ハロンは電気絶縁性が大きく揮発性も高いことから、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えないため、火災区域又は火災区画に設置するガス系消火設備には、全域ハロン自動消火設備等

を選定する設計とする。

ディーゼル発電機は、ディーゼル発電機室に設置する全域ハロン自動消火設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤の放出を考慮しても機能が喪失しないよう、外気より給気を取り入れる設計とする。

消火設備の放水等による溢水は、「1.7 溢水防護に関する基本方針」に基づき、安全機能への影響がないよう設計する。

1.6.1.4 火災の影響軽減のための対策

- (1) 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じた火災の影響軽減のための対策

安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、「1.6.1.4(1)a. 火災区域の分離」から「1.6.1.4(1)h. 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策」に示す火災の影響軽減のための対策を講じる設計とする。

a. 火災区域の分離

原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域のうち、他の火災区域又は火災区画と隣接する場合は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である 150mm⁽¹¹⁾ 以上の壁厚を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール、防火扉、防火ダンパ）によって、他の火災区域又は

火災区画から分離する設計とする。

なお、火災区域の目皿には、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止装置を設置する設計とする。

b. 火災防護対象機器等の系統分離

火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、成功パスを、手動操作に期待してでも、少なくとも1つ確保するよう系統分離対策を講じる必要がある。

このため、火災防護対象機器等を設置する火災区域又は火災区画に対して、火災区域内又は火災区画内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区画における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる設計とする。

ただし、以下の対策と同等の対策を行う中央制御室及び原子炉格納容器については、「1.6.1.4(1)c. 中央制御盤内に対する火災の影響軽減のための対策」及び「1.6.1.4(1)d. 原子炉格納容器内に対する火災の影響軽減のための対策」で示す。

(a) 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等

互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。

(b) 水平距離6 m以上、火災感知設備及び自動消火設備

互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、仮置きするものを含めて可燃性物質のない水平距離を 6 m 以上確保する設計とする。

火災感知設備は、自動消火設備を作動させるために設置し、自動消火設備の誤作動防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を作動させる設計とする。

自動消火設備は、全域ハロン自動消火設備とする。

(c) 1 時間耐火隔壁等、火災感知設備及び自動消火設備

互いに相違する系列の火災防護対象機器等について、互いの系列間を分離するために、1 時間の耐火能力を有する隔壁等を設置する設計とする。

隔壁等は、火災耐久試験により 1 時間の耐火性能を有することを確認する設計とする。

火災感知設備は、自動消火設備を作動させるために設置し、自動消火設備の誤作動防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を作動させる設計とする。

自動消火設備は、全域ハロン自動消火設備を設置する設計とする。

c. 中央制御盤内に対する火災の影響軽減のための対策

中央制御盤内は、「1. 6. 1. 4(1) b. 火災防護対象機器等の系統分離」とは異なる火災の影響軽減のための対策を講じる設計とする。

中央制御盤内の火災防護対象機器等は、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、互いに相違する系列の水平距離を 6 m 以上確保することや

互いに相違する系列を 1 時間の耐火能力を有する耐火隔壁で分離することが困難である。

また、中央制御盤内に火災が発生した場合は、常駐する運転員による早期の消火活動を行うこととし、自動消火設備は設置しない設計とする。

このため、中央制御盤内の火災防護対象機器等は、以下に示すとおり、実証試験結果に基づく離隔距離等による分離対策、高感度煙検出設備の設置による早期の火災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動に加え、火災により中央制御盤の 1 つの区画の安全機能が全て喪失しても、他の区画の制御盤の運転操作や現場の遮断器等の操作により、原子炉の安全停止が可能であることも確認し、火災の影響軽減のための対策を講じる設計とする。

(a) 離隔距離等による系統分離

中央制御盤内の火災防護対象機器である操作スイッチ及びケーブルは、火災を発生させて近接する他の構成部品に火災の影響がないことを確認した実証試験の結果に基づき、以下に示す分離対策を講じる設計とする。

(a-1) 操作スイッチは、鋼板製筐体で覆い、更に、実証試験により確認された離隔距離を確保する。

(a-2) 盤内配線は、相違する系列の端子台間及び相違する系列のテフロン電線間は、実証試験により確認された離隔距離を確保する。

(a-3) 相違する系列間を分離するための配線用バリアとしては、金属バリアによる離隔又は実証試験により確認

された離隔距離を確保した盤内配線ダクトとする。

(a-4) ケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えない金属外装ケーブル、テフロン電線及び難燃ケーブルを使用する。

(b) 高感度煙検出設備の設置による早期の火災感知

(b-1) 中央制御室に煙及び熱感知器を設置する設計とする。

(b-2) 中央制御盤には、火災の早期感知を目的として、高感度煙検出設備を設置する設計とする。

(c) 常駐する運転員による早期の消火活動

(c-1) 自動消火設備は設置しないが、中央制御盤内に火災が発生しても、高感度煙検出設備からの感知信号により、常駐する運転員が早期に消火活動を行うことで、相違する系列の火災防護対象機器への火災の影響を防止できる設計とする。

(c-2) 常駐する運転員が早期消火を図るために消火活動の手順を定めて、訓練を実施する。

(c-3) 消火設備は、電気機器へ悪影響を与えない二酸化炭素消火器を使用する。

(c-4) 火災の発生箇所の特定制が困難な場合も想定し、サーモグラフィカメラ等、火災の発生箇所を特定できる装置を配備する。

(d) 原子炉の安全停止

火災により中央制御盤の1つの区画の安全機能が全て喪失しても、他の区画の制御盤の運転操作や現場の遮断器等の操作により、原子炉の安全停止が可能な設計とす

る。

d. 原子炉格納容器内に対する火災の影響軽減のための対策

原子炉格納容器内は、「1.6.1.4(1)b. 火災防護対象機器等の系統分離」とは異なる火災の影響軽減のための対策を講じる設計とする。

原子炉格納容器内では、蒸気発生器の計器はループごとに配置し、ケーブルについては系列ごとに敷設して異なる貫通部に接続すること等により火災の影響軽減を図る。しかしながら、原子炉格納容器内の火災防護対象ケーブルは、ケーブルトレイが密集して設置されるため、互いに相違する系列を可能な範囲で離隔するが、全域に対しては、水平距離を6 m以上確保することが困難である。また、1時間耐火性能を有している耐火ボードや耐火シート等は、1次冷却材漏えい事故等が発生した場合にデブリ発生の一因となり格納容器再循環サンプの閉塞対策に影響を及ぼすため、互いに相違する系列を1時間の耐火能力を有する耐火隔壁で分離することが困難である。

自動消火設備に固定式のガス系消火設備を適用する場合は、原子炉格納容器内の自由体積が約6.7万 m^3 あることから、原子炉格納容器内全体に消火剤を充満させるまで時間を要する。このため、原子炉格納容器の消火設備は、火災発生時の煙の充満による消火活動が困難でない場合、早期に消火が可能である、消防要員等による消火を行う設計とする。

火災発生時の煙の充満及び放射線の影響のため消防要員

等による消火活動が困難である場合は、中央制御室からの手動操作が可能であり、原子炉格納容器内全域を水滴で覆うことのできる原子炉格納容器スプレイ設備による手動消火を行う設計とする。

このため、原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、以下に示す火災の影響軽減のための対策に加え、原子炉格納容器内の動的機器がすべて火災の影響により運転停止し、かつ、原子炉格納容器内の弁の遠隔操作ができなくなることを仮定しても、運転員の操作により原子炉の安全停止が可能であることも確認する設計とする。

また、原子炉格納容器内には可燃物を保管しない措置を講じ、原子炉格納容器内の以下の設備については、鉄製の筐体やケーシング等で構成することにより、火災発生時においても火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイへの火災影響の低減を図る。

- ・ 電気盤
- ・ 油内包機器である格納容器再循環ファン
- ・ 1次冷却材ポンプ電動機油回収タンク

また、油内包機器である格納容器冷却材ドレンポンプは、火災防護対象ケーブルを敷設するケーブルトレイや電線管から6 mの範囲内に存在せず、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質は存在しないため、火災発生時においても火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイへの火災影響を防止できる。

(a) ケーブルトレイに対する鉄製蓋の設置

原子炉格納容器内に火災が発生した場合に、火災防護対象ケーブルに関連する火災防護対象機器の機能維持に対する信頼性を向上するために、以下に示すケーブルトレイに対して、延焼や火炎からの影響を防止できる鉄製の蓋を設置し、鉄製の蓋には、消火水がケーブルトレイへ浸入するための開口を設置する設計とする。

(a-1) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイ同士が 6 m の離隔を有する場合は、いずれか一方の系列の火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイの周囲 6 m 範囲に位置するケーブルトレイに対して、鉄製蓋を設置する設計とする。

(a-2) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイ同士が 6 m の離隔を有しない場合は、同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設される両方のケーブルトレイ及びいずれか一方の系列の火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイの周囲 6 m 範囲に位置するケーブルトレイに対して、鉄製蓋を設置する設計とする。

(a-3) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設される電線管同士が 6 m の離隔を有する場合は、いずれか一方の系列の火災防護対象ケーブルが敷設される電線管の周囲 6 m 範囲に位置するケーブルトレイに対して、鉄製蓋を設置する設計とする。

(a-4) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設される電線管同士が 6 m の離隔を有しない場合は、上記

(a-3)と同じ対策を実施する設計とする。

(b) 火災感知設備

アナログ式の煙感知器，アナログ式の熱感知器を設置し，天井空間が広く煙が周囲に拡散される場所は，アナログ式の熱感知器と非アナログ式の炎感知器（赤外線）を設置する設計とする。また，原子炉格納容器ループ室及び加圧器室に設置する火災感知器は，放射線による影響を考慮した熱感知器を選定し，水素が発生するような事故を考慮して，接点構造を有しない非アナログ式の熱感知器又は非アナログ式の防爆型の熱感知器を設置する設計とする。

(c) 消防要員等又は原子炉格納容器スプレイ設備による消火

(c-1) 自動消火設備は設置しないが，消防要員等が原子炉格納容器内へ進入可能な場合は，手順を定め，訓練を実施している消防要員等により，消火器又は水を用いて早期に消火を行う設計とする。

(c-2) 消防要員等が原子炉格納容器内へ進入困難な場合は，中央制御室で手動操作可能な原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火を実施する設計とする。なお，1次冷却材ポンプの上部は開口となっているため，1次冷却材ポンプに火災が発生した場合にも，原子炉格納容器スプレイ設備による消火は可能である。

(d) 原子炉の安全停止

火災防護対象機器等への延焼を抑制する距離の確保，

火災防護対象機器等に延焼するおそれがある火災を感知する火災感知器の配置及び消防要員等による消火活動又は中央制御室から手動操作可能な原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動により、両系列の火災防護対象機器等が火災により機能を失うことを防止する設計とする。

また、以下に示す設計により、原子炉格納容器内の動的機器が全て火災の影響により運転停止し、かつ、原子炉格納容器内の弁の遠隔操作ができなくなることを仮定しても、運転員の操作により原子炉の安全停止は可能である。

- ・原子炉の高温停止

火災発生時にも原子炉の高温停止が可能となるよう、火災の影響を受けても、制御棒は炉心に全挿入する設計とする。

- ・原子炉の高温停止の維持

火災発生時にも原子炉の高温停止の維持が可能となるよう、火災の影響を受けない原子炉格納容器外に補助給水設備と主蒸気系統設備を設置し、これらを用いた蒸気発生器による除熱を可能とする設計とする。

- ・原子炉の低温停止への移行

火災鎮火後、原子炉格納容器内の電動弁を手動操作し余熱除去設備を使用することで、低温停止への移行を可能とする設計とする。

- e. 放射性物質貯蔵等の機器等に対する火災の影響軽減のため

めの対策

放射性物質の貯蔵，かつ，閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器を設置する火災区域は，３時間以上の耐火能力を有する耐火壁として，３時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である 150mm⁽¹¹⁾以上の壁厚を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により３時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール，防火扉，防火ダンパ）により，他の火災区域と分離する設計とする。

ただし，放射性物質の貯蔵機能のみを有する構築物，系統及び機器を設置する火災区域であり，他の火災区域と隣接しない火災区域は，耐火壁による放射性物質の閉じ込め機能に期待しないため，火災区域の境界壁は耐火能力を確保しない設計とする。

f. 換気設備に対する火災の影響軽減のための対策

安全機能を有する構築物，系統及び機器を設置する火災区域に関連する換気設備には，他の火災区域又は火災区画へ，火，熱，又は煙の影響が及ばないように，防火ダンパを設置する設計とする。

換気設備のフィルタは，「1.6.1.2(2)d. 換気設備のフィルタに対する不燃性材料又は難燃性材料の使用」に示すとおり，チャコールフィルタを除き，不燃性又は難燃性のものを使用する設計とする。

g. 煙に対する火災の影響軽減のための対策

運転員が常駐する中央制御室の火災発生時の煙を排気するために，建築基準法に準拠した容量の排煙設備を配備す

る設計とする。なお、排煙設備は、中央制御室専用であるため、放射性物質の環境への放出を考慮する必要はない。

電気ケーブルが密集するフロアケーブルダクトは、全域ハロン自動消火設備による自動消火を行う設計とする。

なお、引火性液体が密集する燃料油貯油槽及び重油タンクは、屋外に設置するため、煙が大気に放出されることから、排煙設備を設置しない設計とする。

h. 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策

火災区域又は火災区画に設置される油タンクは、換気空調設備による排気又はベント管により、屋外へ排気する設計とする。

(2) 火災影響評価

火災の影響軽減のための対策を前提とし、設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に想定される発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全停止できることを「1.6.1.4(2)a. 火災伝播評価」から「1.6.1.4(2)c. 隣接火災区域（区画）に火災の影響を与える火災区域（区画）に対する火災影響評価」に示す火災影響評価により確認する。

ただし、中央制御盤及び原子炉格納容器に対しては、「1.6.1.4(1) 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じた火災の影響軽減のための対策」で示すとおり、火災が発生しても、原子炉の安全停止は可能である。

また、内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定しても、以下の状況を考慮し、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。

- ・運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生させる原因となる系統、機器に係る機能と運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故を収束させるための系統、機器に係る機能は、制御盤間の離隔距離又は盤内の延焼防止対策により同時に喪失しない。
- ・中央制御盤内の延焼時間内に対応操作が可能である。

なお、「1.6.1.4(2) 火災影響評価」では、火災区域又は火災区画を、「火災区域（区画）」と記載する。

a. 火災伝播評価

当該火災区域（区画）の火災発生時に、隣接火災区域（区画）に火災の影響を与える場合は、隣接火災区域（区画）も含んだ火災影響評価を行う必要があるため、当該火災区域（区画）の火災影響評価に先立ち、当該火災区域（区画）に火災を想定した場合の隣接火災区域（区画）への火災の影響の有無を確認する火災伝播評価を実施する。

b. 隣接火災区域（区画）に火災の影響を与えない火災区域（区画）に対する火災影響評価

火災伝播評価により、隣接火災区域（区画）に火災の影響を与えない火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）内に設置される耐震Bクラス及び耐震Cクラス機器を含めた機器の機能喪失を想定しても、「1.6.1.4(1) 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じた火災の影響軽減のための対策」に基づく火災の影響軽減のための対策の実施により、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも1つ確保され、原子炉の安全停止が可能であることを確認する。

c. 隣接火災区域（区画）に火災の影響を与える火災区域（区画）に対する火災影響評価

火災伝播評価により、隣接火災区域（区画）に火災の影響を与える火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）と隣接火災区域（区画）の2区域（区画）内に設置される耐震Bクラス及びCクラス機器の火災も含めた機器の機能喪失を想定しても、「1.6.1.4(1) 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じた火災の影響軽減のための対策」に基づく火災の影響軽減のための対策の実施により、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも1つ確保され、原子炉の安全停止が可能であることを確認する。

1.6.1.5 その他

以下に示す火災区域又は火災区画は、それぞれの特徴を考慮した火災防護対策を実施する設計とする。

(1) フロアケーブルダクト

フロアケーブルダクトは、全域ハロン自動消火設備により消火する設計とする。また、フロアケーブルダクトの火災の影響軽減のための対策は、互いに相違する系列の火災防護対象機器等の分離を考慮した設計とする。

(2) 電気室

安全補機開閉器室は、電源供給のみに使用する設計とする。

(3) 蓄電池室

蓄電池室は、以下のとおり設計する。

- a. 蓄電池室には、蓄電池のみを設置し、直流開閉装置やインバータは設置しない設計とする。
- b. 蓄電池室の換気設備は、蓄電池室内の水素濃度を 2 vol% 以下に維持するため、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針」（SBA G 0603）に基づき、水素ガスの排気に必要な換気量以上となるよう設計する。
- c. 蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央制御室に警報を発するよう設計する。

(4) ポンプ室

ポンプ室は、自動消火設備を設置する設計とするが、固定式消火設備の消火設備によらない消火活動も考慮し、煙を排気できる可搬型の排煙装置を設置できる設計とする。

(5) 中央制御室

中央制御室を含む火災区域の換気空調設備には、防火ダンパを設置する設計とする。また、中央制御室の床面には、防炎性を有するカーペットを使用する設計とする。

(6) 使用済燃料貯蔵設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料乾式

貯蔵施設

使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるように燃料体等を配置する設計とする。新燃料貯蔵設備は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、新燃料を貯蔵するラックは一定のラック間隔を有する設計とする。

使用済燃料乾式貯蔵施設は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、使用済燃料乾式貯蔵容器内に消火水が流入しない設計とする。

(7) 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備

- a. 換気設備は、環境への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒に繋がるダンパを閉止し隔離できるよう設計する。
- b. 放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及びH E P Aフィルタは、固体廃棄物として処理を行うまでの間、金属製の容器や不燃シートに包んで保管する設計とする。
- c. 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備を設置する火災区域には、崩壊熱による火災の発生を考慮する必要がある放射性物質を貯蔵しない設計とする。

1.6.2 重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針

1.6.2.1 基本事項

重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる設計を行うに当たり、重大事故等対処施設を設置する区域を、火災区域及び火災区画

に設定する。設定する火災区域及び火災区画に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる設計とするための基本事項を、以下の「1.6.2.1(1) 火災区域及び火災区画の設定」から「1.6.2.1(3) 火災防護計画」に示す。

(1) 火災区域及び火災区画の設定

原子炉建屋，原子炉補助建屋，緊急時対策所（EL. 32m）及び非常用ガスタービン発電機建屋内（以下「建屋内」という。）と屋外の重大事故等対処施設を設置するエリアについて、火災区域及び火災区画を設定する。

火災区域及び火災区画の設定に当たっては、重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮して、火災区域及び火災区画を設定する。

建屋内の火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮し、火災区域として設定する。建屋内のうち、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針において、火災の影響軽減の対策として設定する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である 150mm⁽¹¹⁾ 以上の壁厚を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール，防火扉，

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開することはできません。

防火ダンパ)により他の区域と分離する。

原子炉建屋及び原子炉補助建屋の火災区域は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針に基づき設定した火災区域を適用する。

屋外については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、重大事故等対処施設を設置する区域を、重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮して火災区域として設定する。

屋外の火災区域の設定に当たっては、火災区域外への延焼防止を考慮して火災区域内の境界付近に可燃物を置かない管理を実施するとともに、敷地内植生からの離隔等を講じる範囲を火災区域として設定する。また、火災区域外の境界付近においても可燃物を置かない管理を実施するとともに、周辺施設及び植生との離隔、周辺の植生区域の除草等の管理を実施する。

海水ポンプ、補助給水タンク、燃料油貯油槽及び重油タンクを設置する火災区域は、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針に基づき設定した火災区域を適用する。

また、火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置も考慮し、分割して設定する。

(2) 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル

重大事故等対処施設である常設重大事故等対処設備及び当該設備に使用しているケーブルを火災防護対象とする。

(3) 火災防護計画

設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。

1.6.2.2 火災発生防止

(1) 重大事故等対処施設の火災発生防止

重大事故等対処施設の火災発生防止については、発火性又は引火性物質に対して火災の発生防止を講じるほか、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源への対策、水素に対する換気及び漏えい検知対策、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じた設計とし、具体的な設計を「1.6.2.2(1)a. 発火性又は引火性物質」から「1.6.2.2(1)f. 過電流による過熱防止対策」に示す。

重大事故等対処施設に使用するケーブルも含めた不燃性材料又は難燃性材料の使用についての具体的な設計について「1.6.2.2(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用」に、落雷、地震等の自然現象による火災発生の防止の具体的な設計について「1.6.2.2(3) 落雷、地震等の自然現象による火災発生の防止」に示す。

a. 発火性又は引火性物質

発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域には、以下の火災の発生防止対策を講じる設計とする。

ここでいう発火性又は引火性物質としては、消防法で定められる危険物のうち「潤滑油」及び「燃料油」、高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素、窒素、液化炭

酸ガス，空調用冷媒等のうち，可燃性である「水素」を対象とする。

(a) 漏えいの防止，拡大防止

火災区域に対する漏えいの防止対策，拡大防止対策については，以下を考慮した設計とする。

(a-1) 発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備は，溶接構造，シール構造の採用により漏えいの防止対策を講じるとともに，オイルパン，ドレンリム又は堰を設置し，漏えいした潤滑油及び燃料油が拡大することを防止する設計とする。

(a-2) 発火性又は引火性物質である水素を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素を内包する設備は，「(d) 防爆」に示す漏えいの防止，拡大防止対策を講じる設計とする。

(b) 配置上の考慮

火災区域に対する配置については，以下を考慮した設計とする。

(b-1) 発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備の火災により，重大事故等に対処する機能を損なわないよう，潤滑油及び

燃料油を内包する設備と重大事故等対処施設は、壁等の設置及び離隔による配置上の考慮を行う設計とする。

(b-2) 発火性又は引火性物質である水素を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素を内包する設備の火災により、重大事故等に対処する機能を損なわないよう、水素を内包する設備と重大事故等対処施設は、壁等の設置による配置上の考慮を行う設計とする。

(c) 換 気

火災区域に対する換気については、以下の設計とする。

(c-1) 発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備

発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備がある火災区域の建屋等は、火災の発生を防止するために、補助建屋給気ファン及び補助建屋排気ファン等、空調機器による機械換気又は自然換気により換気を行う設計とする。

(c-2) 発火性又は引火性物質である水素を内包する設備

発火性又は引火性物質である水素を内包する設備である蓄電池を設置する火災区域は、火災の発生を防止するために、以下に示す空調機器による機械換気により換気を行う設計とする。

- ・蓄電池（非常用）及び蓄電池（重大事故等対処用）
蓄電池（非常用）及び蓄電池（重大事故等対処用）
を設置する火災区域は、代替電源からも給電できる

非常用母線に接続される蓄電池室排気ファンによる機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

また、重大事故等対処時等に充電を実施する場合は、蓄電池室への給気ラインのダンパ開放により給気を確保した上で機械換気を行う設計とする。

なお、蓄電池（非常用）及び蓄電池（重大事故等対処用）を設置する火災区域は、水素濃度が燃焼限界濃度以下の雰囲気となるように排気ファンで換気されるが、排気ファンは、多重化して設置する設計とするため、単一故障を想定しても換気は可能である。

・蓄電池（3系統目）及び蓄電池（非常用ガスタービン制御用）

蓄電池（3系統目）及び蓄電池（非常用ガスタービン制御用）を設置する火災区域は、代替電源からも給電できる非常用母線に接続される蓄電池室排気ファンによる機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

なお、蓄電池（3系統目）及び蓄電池（非常用ガスタービン制御用）を設置する火災区域は、水素濃度が燃焼限界濃度以下の雰囲気となるように排気ファンで換気されるが、故障を想定しても可搬型排気ファンを配備する設計とするため、換気は可能である。

ただし、蓄電池（非常用）、蓄電池（重大事故等対処用）、蓄電池（3系統目）及び蓄電池（非常用ガスタービン制御用）は、通常時には負荷への給電がなく浮動充電状態で待機している。重大事故等対処時は放電状態であるため、水素が発生することはほとんどなく、放電後に充電を実施する場合は、排気ファンによる換気を行う。

(d) 防 爆

火災区域に対する防爆については、以下の設計とする。

(d-1) 発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備は、「(a) 漏えいの防止、拡大防止」で示したように、溶接構造等、潤滑油及び燃料油の漏えいを防止する設計とするとともに、オイルパン等を設置し、漏えいした潤滑油及び燃料油の拡大を防止する設計とする。

潤滑油及び燃料油が設備の外部へ漏えいしても、これらの引火点は、油内包機器を設置する室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高いため、可燃性蒸気とならないことから、潤滑油及び燃料油が、爆発性の雰囲気を形成するおそれはない。

(d-2) 発火性又は引火性物質である水素を内包する設備

火災区域又は火災区画内に設置する発火性又は引火性物質である水素を内包する設備は、「(c) 換気」に

示す機械換気により水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

以上の設計により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第 69 条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とはならないため、当該火災区域に設置する電気・計装品を防爆型とする必要はなく、防爆を目的とした電気設備の接地も必要ない。

なお、電気設備の必要な箇所には「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令」第 10 条、第 11 条に基づく接地を施す設計とする。

(e) 貯 蔵

火災区域に設置される貯蔵機器については、以下の設計とする。

貯蔵機器とは、供給設備へ補給するために設置する機器のことであり、発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油の貯蔵機器としては、ディーゼル発電機、空冷式非常用発電装置の燃料を貯蔵する燃料油貯油槽及び重油タンク、非常用ガスタービン発電機の燃料を貯蔵する非常用ガスタービン発電機燃料油貯油槽並びに可搬型重大事故等対処設備等の燃料を貯蔵する軽油タンクがある。

ディーゼル発電機及び空冷式非常用発電装置用の燃料油貯油槽及び重油タンク並びに非常用ガスタービン発電機燃料油貯油槽は、7 日間の外部電源喪失に対してディーゼル発電機、空冷式非常用発電装置又は非常用ガスタービン発電機を連続運転するために必要な量を貯蔵する

ことを考慮した設計とする。

軽油タンクは、一定時間の可搬型重大事故等対処設備の連続運転及び重大事故等に対処するために必要な資機材の運転に必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。

b. 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策

設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。

c. 発火源への対策

発電用原子炉施設には、金属製の本体内に収納する等の対策を行い、設備外部に出た火花が発火源となる設備を設置しない設計とする。

また、発電用原子炉施設には、高温となる設備があるが、高温部分を保温材で覆うことにより、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。

イグナイタは、操作スイッチを制御盤内に収納し、操作スイッチを２タッチ方式にするなどの誤操作防止対策を行い、通常時に電源を供給しない設計とする。

d. 水素対策

火災区域に対する水素対策については、以下の設計とする。

水素を内包する設備を設置する火災区域については、「1.6.2.2(1)a.(c) 換気」に示すように、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

また、蓄電池を設置する火災区域は、充電時における蓄電池が水素を発生するおそれがあることを考慮して、水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である 4 vol% の 1 / 4 以下の濃度にて、中央制御室に警報を発する設計とする。

e. 放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策

加圧器以外の 1 次冷却材は、高圧水の一相流とし、また、加圧器内も運転中は常に 1 次冷却材と蒸気を平衡状態とすることで、水素や酸素の濃度が高い状態で滞留、蓄積することを防止する設計とする。

蓄電池を設置する火災区域は、空調機器による機械換気により、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

重大事故時の原子炉格納容器内で発生する水素については、静的触媒式水素再結合装置、イグナイタにて、蓄積防止対策を行う設計とする。また、重大事故時のアニュラス内の水素については、アニュラス排気ファン等にて、蓄積防止対策を行う設計とする。

f. 過電流による過熱防止対策

設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。

(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用

重大事故等対処施設に対しては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は以下のいずれかの設計とする。

- ・不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するも

の（以下「代替材料」という。）を使用する設計とする。

- ・重大事故等対処施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該施設における火災に起因して他の重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。

a. 主要な構造材に対する不燃性材料の使用

重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料、又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とする。

ただし、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるが、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることはないことから不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とし、また、金属に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器躯体内部に設置される電気配線は、発火した場合でも、他の重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。

b. 変圧器及び遮断器に対する絶縁油等の内包

重大事故等対処施設のうち、屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。

c. 難燃ケーブルの使用

重大事故等対処施設に使用する難燃ケーブルは、実証試験によりケーブル単体で自己消火性及び延焼性を確認したものを使用する設計とする。

ただし、放射線監視設備用ケーブルは、微弱電流・微弱パルスを扱うため、耐ノイズ性を確保するために、絶縁体に誘電率の低い架橋ポリエチレンを使用する設計とする。

このケーブルは、自己消火性を確認する UL 垂直燃焼試験は満足するが、延焼性を確認する IEEE383 垂直トレイ燃焼試験の要求を満足しない。

また、通信連絡設備の機器本体に使用する専用ケーブルは、通信事業者の指定するケーブルを使用する必要がある場合や製造者等により機器本体とケーブル（電源アダプタ等を含む。）を含めて電気用品としての安全性が確認されている場合、又は電話コード等のように機器本体を移動して使用することを考慮して可とう性が求められる場合は、難燃ケーブルの使用が技術上困難である。

これらのケーブルは、金属製の筐体等に収納する、延焼防止材により保護する、又は専用の電線管に敷設するなどの措置を講じることにより、他の重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備において火災が発生することを防止する設計とする。

d. 換気設備のフィルタに対する不燃性材料又は難燃性材料の使用

重大事故等対処施設に対して、設計基準対象施設の火災

防護に関する基本方針を適用する。

e. 保温材に対する不燃性材料の使用

重大事故等対処施設に対して、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。

f. 建屋内装材に対する不燃性材料の使用

重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材に対して、設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。

(3) 落雷，地震等の自然現象による火災発生防止

発電用原子炉施設に想定される自然現象は、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮である。

凍結、降水、積雪及び生物学的事象は、火源が発生する自然現象ではない。また、火山の影響も、発電用原子炉施設に到達するまでに火山灰等が冷却されることから火源が発生する自然現象ではない。洪水、地滑り及び高潮は、発電用原子炉施設の地形等から判断して重大事故等対処施設に影響を与える可能性がないため、火災が発生するおそれはない。津波は、重大事故等対処施設の機能を損なうことがないよう防護することにより火災の発生防止を行う設計とする。

したがって、落雷、地震、森林火災及び竜巻（風（台風）を含む。）によって火災が発生しないよう、以下のとおり火災防護対策を講じる設計とする。

a. 落雷による火災の発生防止

重大事故等対処施設は、落雷による火災発生を防止するため、地盤面から高さ 20m を超える建築物には、建築基

準法に基づき「JIS A 4201 建築物等の避雷設備（避雷針）」に準拠した避雷設備を設置する設計とする。

送電線については、「1.6.2.2(1)f. 過電流による過熱防止対策」に示すとおり、故障回路を早期に遮断する設計とする。

また、重大事故等対処施設である緊急時対策所（EL. 32 m）及び非常用ガスタービン発電機建屋については、避雷設備を設置する設計とする。

【重大事故等対処施設に係る避雷設備設置箇所】

- ・原子炉建屋
- ・原子炉補助建屋
- ・緊急時対策所（EL. 32m）
- ・非常用ガスタービン発電機建屋

b. 地震による火災の発生防止

重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置するとともに、自らが破壊又は倒壊することによる火災の発生を防止する設計とする。

なお、耐震については「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」に従い設計する。

c. 森林火災による火災の発生防止

屋外の重大事故等対処施設は、「1.10 外部火災防護に関する基本方針」に基づき評価し設置した防火帯による防護等により、火災発生防止を講じる設計とする。

d. 竜巻（風（台風）を含む。）による火災の発生防止

屋外の重大事故等対処施設は、竜巻（風（台風）を含む。）に対して、「1.8 竜巻防護に関する基本方針」に基づき設計した竜巻防護対策設備の設置や固縛及び空冷式非常用発電装置の燃料油が漏えいした場合の拡大防止対策等により、火災の発生防止を講じる設計とする。なお、空冷式非常用発電装置に火災が発生した場合においても、重大事故等に対処する機能を喪失しないよう代替する機能を有する設備と位置的分散を講じる設計とする。

1.6.2.3 火災の感知及び消火

火災の感知及び消火については、重大事故等対処施設に対して、火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とし、具体的な設計を「1.6.2.3(1) 火災感知設備」から「1.6.2.3(4) 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による重大事故等対処施設への影響」に示し、このうち、火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を維持できる設計とすることを「1.6.2.3(3) 地震等の自然現象の考慮」に、また、消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、重大事故等に対処する機能を損なわない設計とすることを「1.6.2.3(4) 消火設備の破損、誤作動又は誤操作による重大事故等対処施設への影響」に示す。

(1) 火災感知設備

火災感知設備は、重大事故等対処施設を設置する火災区域

又は火災区画の火災を早期に感知する設計とする。

火災感知器と受信機を含む火災受信機盤等で構成される火災感知設備は、以下を踏まえた設計とする。

a. 火災感知器の環境条件等の考慮

設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。

b. 固有の信号を発する異なる火災感知器の設置

火災感知設備の火災感知器は、「1.6.2.3(1)a. 火災感知器の環境条件等の考慮」の環境条件等を考慮し、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、又は非アナログ式の炎感知器から異なる種類の感知器を組み合わせる設計とする。炎感知器はアナログ式ではないが、炎が発する赤外線または紫外線を感知するため、煙や熱と比べて感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある。

ただし、以下に示す場所は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせる設計とする。

屋外エリアは、火災による煙は周囲に拡散し、煙感知器による火災感知は困難であることから、熱感知器と非アナログ式の炎感知器（赤外線）を選定する。さらに、降水等の浸入により火災感知器の故障が想定されるため、火災感知器の故障を防止する観点から、降水等の浸入を防止できる非アナログ式の防爆型の熱感知器及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線）を選定する。

放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器を設置する場合、放射線の影響により火災感知器の故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、放射線の影響を考慮した非アナログ式の熱感知器を選定する。

水素等による引火性又は発火性の雰囲気を形成するおそれのある場所は、火災感知器作動時の爆発を防止するため、接点構造を有しない非アナログ式の熱感知器、非アナログ式の防爆型の煙感知器又は非アナログ式の防爆型の熱感知器を選定する。

また、これらの非アナログ式の火災感知器は、以下の環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。

- ・ 煙感知器は蒸気等が充満する場所に設置しない。
- ・ 熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定する。
- ・ 炎感知器は炎特有の性質を検出する赤外線方式を採用する。また、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や屋外仕様を採用する設計とする。

(a) 原子炉格納容器

原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を設置する設計とし、天井空間が広く

煙が周囲に拡散される場所は、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の炎感知器（赤外線）を設置する設計とする。

また、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室に設置する火災感知器は、放射線による影響を考慮した熱感知器を選定し、水素が発生するような事故を考慮して、接点構造を有しない非アナログ式の熱感知器又は非アナログ式の防爆型の熱感知器を設置する設計とする。

(b) 蓄電池室

充電時に水素発生のおそれがある蓄電池室は、非アナログ式の防爆型の煙感知器及び非アナログ式の防爆型の熱感知器を設置する設計とする。

(c) 燃料取扱棟

燃料取扱棟は、天井空間が広く煙が周囲に拡散されることから、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の炎感知器（赤外線）を設置する設計とする。

また、ケーブルトレイの火災を早期に感知する観点から、熱感知器と同等性能を有する光ファイバ温度監視装置をケーブルトレイ上部に設置する設計とする。

(d) 海水ポンプエリア，補助給水タンクエリア，空冷式非常用発電装置エリア及び重油タンクエリア

海水ポンプエリア，補助給水タンクエリア，空冷式非常用発電装置エリア及び重油タンクエリアは屋外であるため，非アナログ式の防爆型の熱感知器及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線）を設置する設計とす

る。

(e) 燃料油貯油槽エリア，非常用ガスタービン発電機燃料油貯油槽エリア及び軽油タンクエリア

燃料油貯油槽エリア，非常用ガスタービン発電機燃料油貯油槽エリア及び軽油タンクエリアは，地下タンク内部の燃料が気化することを考慮し，非アナログ式の防爆型の熱感知器と，タンク外部に降水等の浸入による誤動作を防止するために非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線）を設置する設計とする。

(f) 原子炉建屋通路部，原子炉補助建屋通路部，ほう酸タンク室及び換気空調設備室

原子炉建屋通路部，原子炉補助建屋通路部，ほう酸タンク室及び換気空調設備室には，アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし，ケーブルトレイが設置されている場所は，アナログ式の煙感知器を設置するとともに，火災を早期に感知できるよう熱感知器と同等の性能を有する光ファイバ温度監視装置をケーブルトレイ上部に設置する設計とする。

(g) 海水管トレンチ室

海水管トレンチ室は，重大事故等対処施設ケーブルを電線管内に敷設するため，ケーブルの火災を想定した場合は，電線管周囲の温度が上昇するとともに，電線管内に煙が発生する。

このため，海水管トレンチ室は，電線管周囲の温度を感知できる熱感知器と同等の性能を有する光ファイバ温

度監視装置を電線管近傍に設置するとともに、電線管を接続するプルボックス内に、アナログ式の煙感知器を設置する設計とする。

また、海水ストレーナが設置されている場所は、屋外であるため、非アナログ式の防爆型の熱感知器及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線）を設置する設計とする。

また、以下の火災区域は火災感知器を設置しない設計とする。

(h) 使用済燃料ピット

使用済燃料ピットは、使用済燃料ピットの側面と底面が金属に覆われており、ピット内は水で満たされていることから、使用済燃料が火災の影響を受けないため、火災感知器を設置しない設計とする。

c. 火災受信機盤

設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。

また、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所（EL. 32m）で火災感知設備の作動状況を監視できる設計とする。

d. 火災感知設備の電源確保

火災区域又は火災区画に設置する火災感知設備は、全交

流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。

また、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備に供給する電源は、代替電源が接続される非常用電源からの受電も可能とする。



(2) 消火設備

消火設備は、以下に示すとおり、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火する設計とする。

a. 重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備

重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備は、当該火災区域又は火災区画が、火災発生時の煙の充満及び放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画であるかを考慮して設計する。

(a) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の選定

屋内の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画は、基本的に、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるものとして選定し、このうち、原子炉格納容器内のループ室は放射線の影響も考慮し消火活動が困難な場所として選定する。

また、中央制御室のうちフロアケーブルダクトは、消火活動が困難な場所として選定する。

(b) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定

消火活動が困難とならない屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画，及び屋内の火災区域又は火災区画のうち消火活動が困難とならない火災区域を以下に示す。

(b-1) 運転員が常駐する火災区域又は火災区画

フロアケーブルダクトを除く中央制御室は、常駐する運転員によって、高感度煙検出設備による早期の火災感知及び消火活動が可能であり、火災発生時の煙が充満する前に消火が可能であることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(b-2) 可燃物の設置状況等により、火災が発生しても煙が充満しない火災区域又は火災区画

以下に示す火災区域又は火災区画は、可燃物を少なくすることで煙の発生を抑える設計とし、周囲の火災荷重を低く管理することに加えて以下の設計とすることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(b-2-1) 燃料取替用水タンク室

燃料取替用水タンクは、ほう酸水を貯蔵する鋼板製の容器であり、計装品、ケーブルは筐体又は電線管に収納する。

(b-2-2) 燃料取扱棟

燃料取扱棟は、使用済燃料ピットに係る監視設備及び計測設備が設置されているが、監視設備及び計測設備は金属製の筐体に収納されており、天井空間が広く、火災が発生しても煙が拡散する。

(b-2-3) 使用済燃料ピット

使用済燃料ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされており、使用済燃料は火災の影響を受けない。

(b-2-4) 1次冷却材ポンプモータ点検機材庫

1次冷却材ポンプモータ点検機材庫は、ケーブルを電線管内に敷設する。

(b-3) 屋外の火災区域

(b-3-1) 海水管トレンチ室、海水ポンプエリア、補助給水タンクエリア、空冷式非常用発電装置エリア及び重油タンクエリア

海水管トレンチ室等の以下に示す屋外エリアは、火災が発生しても煙が大気に放出され煙の充満するおそれがないことから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

- ・ 海水管トレンチ室
- ・ 海水ポンプエリア
- ・ 補助給水タンクエリア
- ・ 空冷式非常用発電装置エリア
- ・ 重油タンクエリア

(b-3-2) 燃料油貯油槽エリア，非常用ガスタービン発電機

燃料油貯油槽エリア及び軽油タンクエリア

燃料油貯油槽，非常用ガスタービン発電機燃料油貯油槽及び軽油タンクは，地下タンクとして屋外に設置し，火災が発生しても煙が大気に放出されることから，消火活動が困難とならない場所として選定する。

(c) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる

火災区域又は火災区画に設置する消火設備

火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画には，中央制御室からの手動操作による固定式消火設備又は自動消火設備である全域ハロン消火設備等を設置し消火を行う設計とする。

ただし，原子炉格納容器は，中央制御室からの手動操作による固定式消火設備又は自動消火設備に固定式のガス系消火設備を適用する場合は，原子炉格納容器内の自由体積が約 6.7 万 m^3 であることから，原子炉格納容器内全体に消火剤を充満させるまでに時間を要する。このため，原子炉格納容器の消火設備は，火災発生時の煙の充満による消火活動が困難でない場合，早期に消火が可能である，消防要員等による消火を行う設計とする。

火災発生時の煙の充満及び放射線の影響のため消防要員等による消火活動が困難である場合は，中央制御室からの手動操作が可能であり，原子炉格納容器全域を水滴で覆うことのできる「9.2 原子炉格納容器スプレー設備」

に示す原子炉格納容器スプレイ設備による消火を行う設計とする。

(d) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備

(d-1) 中央制御室

フロアケーブルダクトを除く中央制御室には、全域ハロン自動消火設備等は設置せず、粉末消火器で消火を行う。また、中央制御盤内の火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う。

(d-2) 燃料取替用水タンク室

燃料取替用水タンク室には、全域ハロン自動消火設備等は設置せず、消火器で消火を行う設計とする。

(d-3) 燃料取扱棟及び1次冷却材ポンプモータ点検機材庫

燃料取扱棟及び1次冷却材ポンプモータ点検機材庫には、全域ハロン自動消火設備等は設置せず、消火器で消火する設計とする。

(d-4) 使用済燃料ピット

使用済燃料ピットには、自動消火設備は設置しない設計とする。

(d-5) 海水管トレンチ室、海水ポンプエリア及び補助給水タンクエリア

海水管トレンチ室、海水ポンプエリア及び補助給水タンクエリアには、全域ハロン自動消火設備等は設置せず、消火器で消火を行う設計とする。

(d-6) 空冷式非常用発電装置エリア

空冷式非常用発電装置エリアには、全域ハロン自動消火設備等は設置せず、消火器又は泡消火も含む水で消火を行う設計とする。

(d-7) 重油タンクエリア

重油タンクは屋外に設置されているため、全域ハロン自動消火設備等は設置せず、消火器で消火を行う設計とする。

(d-8) 燃料油貯油槽エリア、非常用ガスタービン発電機燃料油貯油槽エリア及び軽油タンクエリア

燃料油貯油槽、非常用ガスタービン発電機燃料油貯油槽及び軽油タンクは、乾燥砂で覆われ地下に設置されているため、火災の規模は小さい。また、油火災であることを考慮し、消火器で消火を行う設計とする。

b. 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮

設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。

c. 火災に対する二次的影響の考慮

設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。

d. 想定火災の性質に応じた消火剤の容量

設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。

e. 移動式消火設備の配備

設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。

f. 消火用水の最大放水量の確保

消火剤に水を使用する消火設備は、以下のとおり 2 時間の最大放水量を確保できる設計とする。

水消火設備に必要な消火水の容量について、屋内消火栓は、消防法施行令第 11 条（屋内消火栓設備に関する基準）、屋外消火栓は、消防法施行令第 19 条（屋外消火栓設備に関する基準）を満足するよう設計する。

(a) 原子炉建屋，原子炉補助建屋，海水管トレンチ室，海水ポンプエリア，燃料油貯油槽，軽油タンク，緊急時対策所（EL. 32m），非常用ガスタービン発電機建屋，非常用ガスタービン発電機燃料油貯油槽及び空冷式非常用発電装置エリアに消火水を供給するための水源

消火用水供給系の水源であるろ過水貯蔵タンク及び脱塩水タンクは、最大放水量である主変圧器の消火ノズルから放水するために必要な圧力及び必要な流量を満足する消火ポンプの定格流量（ $11\text{m}^3/\text{min}$ ）で、消火を 2 時間継続した場合の水量（約 $1,320\text{m}^3$ ）を確保する設計とする。

(b) 重油タンクに消火水を供給するための水源

消火用水供給系の水源である平ばえ消火タンク及び原水貯槽は、2 本の屋外消火栓を同時に使用して消火することを想定し、屋外消火栓に必要な圧力及び必要な流量（ $350\text{L}/\text{min}$ ）で、消火を 2 時間継続した場合の水量（約 84m^3 ）を確保する設計とする。

g. 水消火設備の優先供給

設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。

h. 消火設備の故障警報

設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。

i. 消火設備の電源確保

設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。

j. 消火栓の配置

重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、消防法施行令第 11 条（屋内消火栓設備に関する基準）及び第 19 条（屋外消火栓設備に関する基準）に準拠し、屋内は消火栓から半径 15m 又は 25m の範囲、屋外は消火栓から半径 40m の範囲における消火活動を考慮した設計とする。

k. 固定式ガス消火設備の退出警報

設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。

l. 管理区域内からの放出消火剤の流出防止

設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。

m. 消火用の照明器具

設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用す

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開することはできません。

る。

(3) 地震等の自然現象の考慮

火災感知設備及び消火設備は、以下に示す地震等の自然現象を考慮し、機能及び性能が維持される設計とする。

a. 凍結防止対策

設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。

b. 風水害対策

電動消火ポンプ（消火ポンプ（A））、ディーゼル駆動消火ポンプ（消火ポンプ（B））、全域ハロン自動消火設備等は、風水害により性能が阻害されないよう、流れ込む水の影響を受けにくい屋内に設置する設計とする。

また、屋外に消火設備を設置する場合にも、風水害により性能が阻害されないよう、消火ポンプ、制御盤等を屋外仕様とすることで、浸水防止対策を講じる設計とする。

屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替を行うことにより当該設備の機能及び性能を復旧する設計とする。

c. 地震対策

(a) 地震対策

設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。

(b) 地盤変位対策

消火配管は、地震時における地盤変位対策として、建屋貫通部付近の接続部には機械式継手ではなく溶接継手

を採用し、地盤変位の影響を直接受けないように、地上化又はトレンチ内に設置する設計とする。

また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することが可能な給水接続口については、消防法に基づき設置する設計とする。

(4) 消火設備の破損，誤作動又は誤操作による重大事故等対処施設への影響

設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。

1.6.2.4 その他

設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用する。

1.6.3 特定重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針

1.6.3.1 基本事項

特定重大事故等対処施設は、火災により原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災防護対策を講じる設計とする。

火災防護対策を講じる設計を行うに当たり、特定重大事故等対処施設を設置する区域を、火災区域及び火災区画に設定する。設定する火災区域及び火災区画に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。

火災防護対策を講じる設計とするための基本事項を、以下の「1.6.3.1(1) 火災区域及び火災区画の設定」から「1.6.3.1

(3) 火災防護計画」に示す。

(1) 火災区域及び火災区画の設定

特定重大事故等対処施設を設置するエリア（以下「建屋等」という。）について、火災区域及び火災区画を設定する。

火災区域及び火災区画の設定に当たっては、特定重大事故等対処施設、重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）及び設計基準事故対処設備の配置も考慮して、火災区域及び火災区画を設定する。

建屋内の火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を特定重大事故等対処施設、重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）及び設計基準事故対処設備の配置も考慮し、火災区域として設定する。

屋外については、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、特定重大事故等対処施設を設置する区域を、特定重大事故等対処施設、重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）及び設計基準事故対処設備の配置も考慮して火災区域として設定する。

屋外の火災区域の設定に当たっては、火災区域外への延焼防止を考慮して火災区域内の境界付近に可燃物を置かない管理を実施するとともに、敷地内植生からの離隔等を講じる範囲を火災区域として設定する。また、火災区域外の境界付近

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開することはできません。

においても可燃物を置かない管理を実施するとともに、周辺施設及び植生との離隔、周辺の植生区域の除草等の管理を実施する。

また、火災区画は、建屋等で設定した火災区域を特定重大事故等対処施設、重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）及び設計基準事故対処設備の配置も考慮し、分割して設定する。

(2) 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル

特定重大事故等対処施設及び当該設備に使用しているケーブルを火災防護対象とする。

(3) 火災防護計画

発電用原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の保守点検及び火災情報の共有化等、火災防護を適切に実施するための対策並びに火災発生時の対応等、火災防護対策を実施するために必要な手順について定める。また、特定重大事故等対処施設については、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火の深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことを定め、設備等に応じた火災防護対策を行うことを定める。

外部火災については、特定重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等を定める。

1.6.3.2 火災発生防止

(1) 特定重大事故等対処施設の火災発生防止

特定重大事故等対処施設の火災発生防止については、発火性又は引火性物質に対して火災の発生防止を講じるほか、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源への対策、水素に対する換気及び漏えい検知対策、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じた設計とし、具体的な設計を「1.6.3.2(1)a. 発火性又は引火性物質」から「1.6.3.2(1)f. 過電流による過熱防止対策」に示す。

特定重大事故等対処施設に使用するケーブルも含めた不燃性材料又は難燃性材料の使用についての具体的な設計について「1.6.3.2(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用」に、落雷、地震等の自然現象による火災発生の防止の具体的な設計について「1.6.3.2(3) 落雷、地震等の自然現象による火災発生の防止」に示す。

a. 発火性又は引火性物質

発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域には、以下の火災の発生防止対策を講じる設計とする。

ここでいう発火性又は引火性物質としては、消防法で定められる危険物のうち「潤滑油」及び「燃料油」、高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められる水素、窒素、液化炭酸ガス、空調用冷媒等のうち、可燃性である「水素」を対象とする。

(a) 漏えいの防止，拡大防止

「1.6.2.2(1)a.(a) 漏えいの防止，拡大防止」の基本方針を適用する。

(b) 配置上の考慮

火災区域に対する配置については，以下を考慮した設計とする。

(b-1) 発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備の火災により，原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，潤滑油及び燃料油を内包する設備と特定重大事故等対処施設は，壁等の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。

(b-2) 発火性又は引火性物質である水素を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素を内包する設備の火災により，原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう，水素を内包する設備と特定重大事故等対処施設は，壁等の設置による配置上の考慮を行う設計とする。

(c) 換 気

火災区域に対する換気については，以下の設計とする。

(c-1) 発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備

発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備がある火災区域の建屋等は、火災の発生を防止するために、給気ファン、排気ファン等、空調機器による機械換気又は自然換気により換気を行う設計とする。

(c-2) 発火性又は引火性物質である水素を内包する設備

発火性又は引火性物質である水素を内包する設備である蓄電池を設置する火災区域は、火災の発生を防止するために、以下に示す空調機器による機械換気により換気を行う設計とする。



を設置する火災区域は、特定重大事故等対処施設を構成する電源設備からも給電できる蓄電池室排気ファンによる機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

なお、を設置する火災区域は、水素濃度が燃焼限界濃度以下の雰囲気となるように排気ファンで換気されるが、排気ファンは、多重化して設置する設計とするため、単一故障を想定しても換気は可能である。

(d) 防 爆

「1.6.2.2(1)a.(d) 防爆」の基本方針を適用する。

(e) 貯 蔵

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開することはできません。

火災区域に設置される貯蔵機器については、以下の設計とする。

貯蔵機器とは、供給設備へ補給するために設置する機器のことであり、発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油の貯蔵機器としては、

がある。

は、7日間の外部電源喪失に対してを連続運転するために必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。

b. 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策

「1.6.1.2(1)b. 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策」の基本方針を適用する。

c. 発火源への対策

「1.6.1.2(1)c. 発火源への対策」の基本方針を適用する。

d. 水素対策

火災区域に対する水素対策については、以下の設計とする。

水素を内包する設備を設置する火災区域については、
「1.6.3.2(1)a.(c) 換気」に示すように、機械換気を行うことにより、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

また、蓄電池を設置する火災区域は、充電時における蓄電池が水素を発生するおそれがあることを考慮して、水素

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開することはできません。

濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度である 4 vol% の 1 / 4 以下の濃度にて、に警報を発する設計とする。

e. 放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策

放射線分解等により発生し、蓄積した水素の急激な燃焼によって、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する措置を講じる設計とする。

f. 過電流による過熱防止対策

「1.6.1.2(1)f. 過電流による過熱防止対策」の基本方針を適用する。

(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用

特定重大事故等対処施設に対しては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は以下のいずれかの設計とする。

- ・ 不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計とする。
- ・ 特定重大事故等対処施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該施設における火災に起因して他の特定重大事故等対処施設、重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）及び設計基準事故対処設備において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。

a. 主要な構造材に対する不燃性材料の使用

特定重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要

な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料、コンクリート等の不燃性材料を使用する設計とする。

ただし、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるが、金属で覆われた狹隘部に設置し直接火炎に晒されることはないことから不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とし、また、金属に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器躯体内部に設置される電気配線は、発火した場合でも、他の特定重大事故等対処施設、重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）及び設計基準事故対処設備に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。

b. 変圧器及び遮断器に対する絶縁油等の内包

特定重大事故等対処施設のうち、屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。

c. 難燃ケーブルの使用

特定重大事故等対処施設に使用する難燃ケーブルは、実証試験によりケーブル単体で自己消火性及び延焼性を確認したものを使用する設計とする。

ただし、放射線監視設備用ケーブルは、微弱電流・微弱パルスを扱うため、耐ノイズ性を確保するために、絶縁体に誘電率の低い架橋ポリエチレンを使用する設計とする。このケーブルは、自己消火性を確認する UL 垂直燃焼試験

は満足するが、延焼性を確認する IEEE383 垂直トレイ燃焼試験の要求を満足しない。

また、通信連絡設備の機器本体に使用する専用ケーブルは、通信事業者の指定するケーブルを使用する必要がある場合や製造者等により機器本体とケーブル（電源アダプタ等を含む。）を含めて電気用品としての安全性が確認されている場合、又は電話コード等のように機器本体を移動して使用することを考慮して可とう性が求められる場合は、難燃ケーブルの使用が技術上困難である。

これらのケーブルは、金属製の筐体等に収納する、延焼防止材により保護する、又は難燃性の耐熱シール材を処置することで酸素の供給を防止した専用の電線管に敷設するなどの措置を講じることにより、他の特定重大事故等対処施設、重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）及び設計基準事故対処設備において火災が発生することを防止する設計とする。

d. 換気設備のフィルタに対する不燃性材料又は難燃性材料の使用

「1.6.1.2(2)d. 換気設備のフィルタに対する不燃性材料又は難燃性材料の使用」の基本方針を適用する。ただし、「安全機能を有する構築物、系統及び機器」は、「特定重大事故等対処施設」に読み替える。

e. 保温材に対する不燃性材料の使用

「1.6.1.2(2)e. 保温材に対する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。ただし、「安全機能を有する構築物、

系統及び機器」は、「特定重大事故等対処施設」に読み替える。

f. 建屋内装材に対する不燃性材料の使用

「1.6.1.2(2)f. 建屋内装材に対する不燃性材料の使用」の基本方針を適用する。ただし、「安全機能を有する構築物、系統及び機器」及び「原子炉の安全停止に必要な機器」は、「特定重大事故等対処施設」に読み替える。

(3) 落雷，地震等の自然現象による火災発生防止

発電用原子炉施設に想定される自然現象は，地震，津波，洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び高潮である。

凍結，降水，積雪及び生物学的事象は，火源が発生する自然現象ではない。また，火山の影響も，発電用原子炉施設に到達するまでに火山灰等が冷却されることから火源が発生する自然現象ではない。

洪水，地滑り及び高潮は，発電用原子炉施設の地形等から判断して特定重大事故等対処施設に影響を与える可能性がないため，火災が発生するおそれはない。

津波は，原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要な機能を損なうことがないよう防護することにより火災の発生防止を行う設計とする。

したがって，落雷，地震，森林火災及び竜巻（風（台風）を含む。）によって火災が発生しないよう，以下のとおり火災防護対策を講じる設計とする。

a. 落雷による火災の発生防止

特定重大事故等対処施設を設置する建屋等は、落雷による火災発生を防止するため、地盤面から高さ 20m を超える建築物には、建築基準法に基づき「JIS A 4201 建築物等の避雷設備（避雷針）」に準拠した避雷設備を設置する設計とする。

送電線については、「1.6.3.2(1)f. 過電流による過熱防止対策」に示すとおり、故障回路を早期に遮断する設計とする。

【特定重大事故等対処施設に係る避雷設備設置箇所】

--

b. 地震による火災の発生防止

特定重大事故等対処施設は、耐震重要度分類 S クラスの施設に適用される地震力が作用した場合においても、十分な支持性能をもつ地盤に設置するとともに、自らが破壊又は倒壊することによる火災の発生を防止する設計とする。

なお、耐震については「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」に従い設計する。

c. 森林火災による火災の発生防止

特定重大事故等対処施設は、

--

--

--

より、火災発生防止を講じる設計とする。

d. 竜巻（風（台風）を含む。）による火災の発生防止

特定重大事故等対処施設は、建屋内等に設置することに

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開することはできません。

より，竜巻による火災発生防止を講じる設計とする。

1.6.3.3 火災の感知及び消火

火災の感知及び消火については，特定重大事故等対処施設に対して，火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とし，具体的な設計を「1.6.3.3(1) 火災感知設備」から「1.6.3.3(4) 消火設備の破損，誤作動又は誤操作による特定重大事故等対処施設への影響」に示し，このうち，火災感知設備及び消火設備が，地震等の自然現象によっても，火災感知及び消火の機能，性能が維持され，かつ，基準地震動による地震力に対して，機能を維持できる設計とすることを「1.6.3.3(3) 地震等の自然現象の考慮」に，また，消火設備は，破損，誤作動又は誤操作が起きた場合においても，原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とすることを「1.6.3.3(4) 消火設備の破損，誤作動又は誤操作による特定重大事故等対処施設への影響」に示す。

(1) 火災感知設備

火災感知設備は，特定重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知する設計とする。

火災感知器と受信機を含む火災受信機盤等で構成される火災感知設備は，以下を踏まえた設計とする。

a. 火災感知器の環境条件等の考慮

「1.6.1.3(1)a. 火災感知器の環境条件等の考慮」の基

本方針を適用する。

b. 固有の信号を発する異なる火災感知器の設置

火災感知設備の火災感知器は、「1.6.3.3(1)a. 火災感知器の環境条件等の考慮」の環境条件等を考慮し、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、又は非アナログ式の炎感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。炎感知器はアナログ式ではないが、炎が発する赤外線または紫外線を感知するため、煙や熱と比べて感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある。

ただし、以下に示す場所は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。

屋外エリアは、火災による煙は周囲に拡散し、煙感知器による火災感知は困難であることから、熱感知器と非アナログ式の炎感知器（赤外線）を選定する。さらに、降水等の浸入により火災感知器の故障が想定されるため、火災感知器の故障を防止する観点から、降水等の浸入を防止できる非アナログ式の防爆型の熱感知器及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線）を選定する。

放射線量が高い場所は、アナログ式の火災感知器を設置する場合、放射線の影響により火災感知器の故障が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、放射線の影響を考慮した非アナログ式の熱感知器を選定する。

水素等による引火性又は発火性の雰囲気を形成するおそれのある場所は、火災感知器作動時の爆発を防止するため、接点構造を有しない非アナログ式の熱感知器、非アナログ式の防爆型の煙感知器、非アナログ式の防爆型の熱感知器又は非アナログ式の防爆型の炎感知器（赤外線）を選定する。

また、これらの非アナログ式の火災感知器は、以下の環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。

- ・ 煙感知器は蒸気等が充満する場所に設置しない。
- ・ 熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定する。
- ・ 炎感知器は炎特有の性質を検出する赤外線方式を採用する。また、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や屋外仕様を採用する設計とする。

(a) 原子炉格納容器

「1.6.2.3(1)b. (a) 原子炉格納容器」の基本方針を適用する。

(b) 蓄電池室

「1.6.2.3(1)b. (b) 蓄電池室」の基本方針を適用する。

(c)
タ

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開することはできません。

ンク内部の燃料が気化することを考慮し、非アナログ式の防爆型の熱感知器及び非アナログ式の防爆型の炎感知器（赤外線）若しくはタンク外部に降水等の浸入による誤作動を防止するために非アナログ式の[]の炎感知器（赤外線）を設置する設計とする。

また、以下の火災区域は火災感知器を設置しない設計とする。

(d) []
[]は、水で満たされていることから、火災の影響を受けないため、火災感知器を設置しない設計とする。

c. 火災受信機盤

「1.6.1.3(1)c. 火災受信機盤」の基本方針を適用する。

また、原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処する場合を考慮して、[]で火災感知設備の作動状況を監視できる設計とする。

d. 火災感知設備の電源確保

火災区域又は火災区画に設置する火災感知設備は、全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。

また、特定重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備に供給する電源は、代替電源が接続される非常用電源又は[]からの受電も可能とする。

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開することはできません。

(2) 消火設備

消火設備は、以下に示すとおり、特定重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火する設計とする。

a. 特定重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備

特定重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備は、当該火災区域又は火災区画が、火災発生時の煙の充満及び放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画であるかを考慮して設計する。

(a) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の選定

屋内の特定重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画は、基本的に、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるものとして選定し、このうち、☐ ☐は放射線の影響も考慮し消火活動が困難な場所として選定する。

(b) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定

消火活動が困難とならない ☐ の特定重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画及び屋内の火災区域のうち消火活動が困難とならない火災区域を以下に示す。

(b-1) ☐

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開することはできません。

[]は、特定重大事故等対処施設を操作するために必要な要員によって、早期の火災感知及び消火活動が可能であり、火災発生時の煙が充満する前に消火が可能であることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(b-2) 可燃物の設置状況等により、火災が発生しても煙が充満しない火災区域又は火災区画

以下に示す火災区域又は火災区画は、可燃物を少なくすることで煙の発生を抑える設計とし、周囲の火災荷重を低く管理することに加えて以下の設計とすることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(b-2-1) []

[]は、水で満たされており、火災の影響を受けない。

(b-3) 屋外の火災区域

(b-3-1)

[]
[]
[]に設置し、火災が発生しても煙が大気に放出されることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(c) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備

火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画には、[]からの手動操作

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開することはできません。

による固定式消火設備又は自動消火設備である全域ハロン消火設備等を設置し消火を行う設計とする。

ただし、原子炉格納容器は、からの手動操作による固定式消火設備又は自動消火設備に固定式のガス系消火設備を適用する場合は、原子炉格納容器内の自由体積が約 6.7 万 m³であることから、原子炉格納容器内全体に消火剤を充満させるまでに時間を要する。このため、原子炉格納容器の消火設備は、火災発生時の煙の充満による消火活動が困難でない場合、早期に消火が可能である、消防要員等による消火を行う設計とする。

火災発生時の煙の充満及び放射線の影響のため消防要員等による消火活動が困難である場合は、からの手動操作が可能であり、原子炉格納容器全域を水滴で覆うことのできる「9.2 原子炉格納容器スプレイ設備」に示す原子炉格納容器スプレイ設備による消火を行う設計とする。

(d) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備

(d-1)
には、全域ハロン自動消火設備等は設置せず、粉末消火器又は電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う。

(d-2)
には、自動消火設備は設置しない設計とする。

(d-3)

火災の規模は小さい。

また、油火災であることを考慮し、消火器で消火を行う設計とする。

b. 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮

「1.6.1.3(2)c. (a) 3号炉設備の消火用水供給系」の基本方針を適用する。

c. 火災に対する二次的影響の考慮

「1.6.1.3(2)e. 火災に対する二次的影響の考慮」の基本方針を適用する。ただし、「安全機能を有する構築物、系統及び機器」は、「特定重大事故等対処施設」に読み替える。

d. 想定火災の性質に応じた消火剤の容量

「1.6.1.3(2)f. 想定火災の性質に応じた消火剤の容量」の基本方針を適用する。

e. 移動式消火設備の配備

「1.6.1.3(2)g. 移動式消火設備の配備」の基本方針を適用する。

f. 消火用水の最大放水量の確保

消火剤に水を使用する消火設備は、以下のとおり2時間の最大放水量を確保できる設計とする。

水消火設備に必要な消火水の容量について、屋内消火栓は、消防法施行令第11条（屋内消火栓設備に関する基準）、屋外消火栓は、消防法施行令第19条（屋外消火栓

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開することはできません。

設備に関する基準)を満足するよう設計する。

(a) 特定重大事故等対処施設に消火水を供給するための水源

消火用水供給系の水源であるろ過水貯蔵タンク及び脱塩水タンクは、最大放水量である主変圧器の消火ノズルから放水するために必要な圧力及び必要な流量を満足する消火ポンプの定格流量 ($11\text{m}^3/\text{min}$) で、消火を2時間継続した場合の水量 (約 $1,320\text{m}^3$) を確保する設計とする。

g. 水消火設備の優先供給

「1.6.1.3(2)i. 消火用水の優先供給」の基本方針を適用する。

h. 消火設備の故障警報

消火ポンプ、全域ハロン自動消火設備等の消火設備は、電源断等の故障警報を に発する設計とする。

i. 消火設備の電源確保

(a) 消火用水供給系

ディーゼル駆動消火ポンプ (消火ポンプ (B)) は、全交流動力電源喪失時にも起動できるように蓄電池により電源を確保することにより、消火用水供給系の機能を喪失しない設計とする。

原子炉格納容器スプレイ設備は、全交流動力電源喪失時にも起動できるように代替電源が接続される非常用電源より給電することにより、消火用水供給系の機能を喪

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開することはできません。

失しない設計とする。

(b) 全域ハロン自動消火設備

固定式ガス消火設備として設置する全域ハロン自動消火設備は、全交流動力電源喪失時にも設備の作動に必要な電源を蓄電池により確保することにより、消火設備の機能を喪失しない設計とする。

j. 消火栓の配置

「1.6.2.3(2) j. 消火栓の配置」の基本方針を適用する。ただし、「重大事故等対処施設」は、「特定重大事故等対処施設」に読み替える。

k. 固定式ガス消火設備の退出警報

「1.6.1.3(2) m. 固定式ガス消火設備の退出警報」の基本方針を適用する。

1. 管理区域内からの放出消火剤の流出防止

「1.6.1.3(2) n. 管理区域内からの放出消火剤の流出防止」の基本方針を適用する。

m. 消火用の照明器具

「1.6.1.3(2) o. 消火用の照明器具」の基本方針を適用する。

(3) 地震等の自然現象の考慮

火災感知設備及び消火設備は、以下に示す地震等の自然現象を考慮し、機能及び性能が維持される設計とする。

a. 凍結防止対策

「1.6.1.3(3) a. 凍結防止対策」の基本方針を適用する。

b. 風水害対策

電動消火ポンプ（消火ポンプ（A））、ディーゼル駆動消火ポンプ（消火ポンプ（B））、全域ハロン自動消火設備等は、風水害により性能が阻害されないよう、流れ込む水の影響を受けにくい屋内に設置する設計とする。

c. 地震対策

(a) 地震対策

特定重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、基準地震動による地震力に対して機能を維持できる設計とし、火災区域又は火災区画に設置される耐震Bクラス及び耐震Cクラス機器に基準地震動による損傷に伴う火災が発生した場合においても、原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう設計する。

また、特定重大事故等対処施設の消火設備のうち消火器は、建屋等に複数を分散配備することにより、地震時においても消火する機能を保持する設計とする。

なお、の特定重大事故等対処施設の消火器は、転倒防止対策を実施する設計とする。

(b) 地盤変位対策

消火配管は、地震時における地盤変位対策として、建屋貫通部付近の接続部には機械式継手ではなく溶接継手を採用し、地盤変位の影響を直接受けないように、地上化又はトレンチ内に設置する設計とする。

また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水すること

が可能な給水接続口については、消防法に基づき設置する設計とする。

(4) 消火設備の破損，誤作動又は誤操作による特定重大事故等
対処施設への影響

ハロンは電気絶縁性が大きく揮発性も高いことから，設備の破損，誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備の必要な機能に影響を与えないよう，火災区域又は火災区画に設置するガス系消火設備には，全域ハロン自動消火設備等を選定する設計とする。

消火設備の放水等による溢水に対して，原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要な機能への影響を考慮した設計とする。

1.6.3.4 その他

以下に示す火災区域又は火災区画は，それぞれの特徴を考慮した火災防護対策を実施する設計とする。

(1) 電気室

「1.6.1.5(2) 電気室」の基本方針を適用する。ただし，「安全補機開閉器室」は，「電気室」に読み替える。

(2) 蓄電池室

「1.6.1.5(3) 蓄電池室」の基本方針を適用する。ただし，「中央制御室」は，「」に読み替える。

(3) ポンプ室

「1.6.1.5(4) ポンプ室」の基本方針を適用する。

枠囲みの範囲は，機密に係る事項ですので公開することはできません。

(4) 中央制御室等

「1.6.1.5(5) 中央制御室」の基本方針を適用する。ただし、「中央制御室」は、「」に読み替える。